

地方創生 SDGs 金融の推進に向けた 基本的な考え方

2024年3月

地方創生 SDGs 金融調査・研究会

(事務局:内閣府地方創生推進事務局)

1	目次	
2	はじめに	4
3	1. 本報告書の目的と対象	4
4	2. 本報告書の構成	6
5	3. エグゼクティブサマリ	8
6	第1章 地方創生 SDGs と政府の SDGs 推進体制	14
7	1-1 地方創生の重要性.....	14
8	1-2 社会課題解決に向けた世界的な転換点.....	15
9	1-3 「SDGs 推進本部」の設置	16
10	1-4 政府の総合戦略における地方創生 SDGs の位置づけ	17
11	第2章 金融業界のパラダイムシフト	19
12	2-1 ESG に関する歴史的経緯	19
13	2-2 日本における金融業界のパラダイムシフト.....	20
14	2-3 日本における ESG に対する足元の状況.....	23
15	第3章 SDGs 時代において地域金融機関が担う役割	25
16	3-1 地域経済における地域金融機関の位置づけ	25
17	3-2 SDGs 時代における地域金融機関の役割	27
18	第4章 SDGs 時代において地方公共団体が担う役割	29
19	4-1 地方公共団体を取り巻く状況の変遷.....	29
20	4-2 SDGs 時代における地方公共団体の役割	30
21	第5章 地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環の形成	31
22	5-1 地域経済活性化に向けた地方創生 SDGs 金融の必要性.....	31
23	5-2 地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環の形成	34
24	5-3 取組のモニタリング及び評価方法.....	40
25	5-4 事業者/金融機関/地方公共団体の構成に関する考察.....	42
26	5-5 地方創生 SDGs に資する取組を行う地域事業者の見える化.....	43
27	5-6 地方創生 SDGs 金融の好事例横展開及び連携促進	44
28	おわりに	47
29	参考資料	48
30	「EBPM」の詳細	48
31	EBPM ガイドブック.....	48
32	「ロジックモデル」の詳細.....	48
33	社会的インパクト評価実践研修 ロジック・モデル作成の手引き	48
34	ロジックモデル作成ガイド	49
35	ロジックモデル解説	49
36	「インパクト評価」の詳細.....	50
37	社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル.....	50
38	社会的インパクト評価ツールキット.....	50
39	「インパクト評価指標」の詳細.....	51
40	地方創生SDGs ローカル指標リスト.....	51
41	地方創生 SDGs 取組達成度評価項目一覧.....	51

42	アウトカム指標データベース.....	52
43	「地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度」の構築方法等.....	53
44	地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度ガイドライン(暫定版) 2023 年度【第二版】.....	53
45	地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度ガイドライン(暫定版) 2023 年度【別冊】.....	53
46	地方創生 SDGs 金融調査・研究会 委員.....	54
47		

はじめに

2019年3月、「地方創生 SDGs・ESG 金融調査・研究会」より、「地方創生に向けた SDGs 金融の推進のための基本的な考え方」¹が公表され、地域の多様なステークホルダーが連携して、地域課題の解決に向けて、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資するという「自律的好循環」を形成することの重要性が示された。

本報告書は「地方創生 SDGs 金融」や「自律的好循環」の基本的な考え方を、社会・経済情勢の変化も踏まえ改めて整理し、それらの更なる普及と発展を図るものである。

地域をデザインする責務のある地方公共団体、地域経済を支える地域金融機関、そして地域経済の担い手である地域事業者が三位一体となって取組を進めることによって、日本全国で「自律的好循環」が形成されることを期待したい。

1. 本報告書の目的と対象

目的

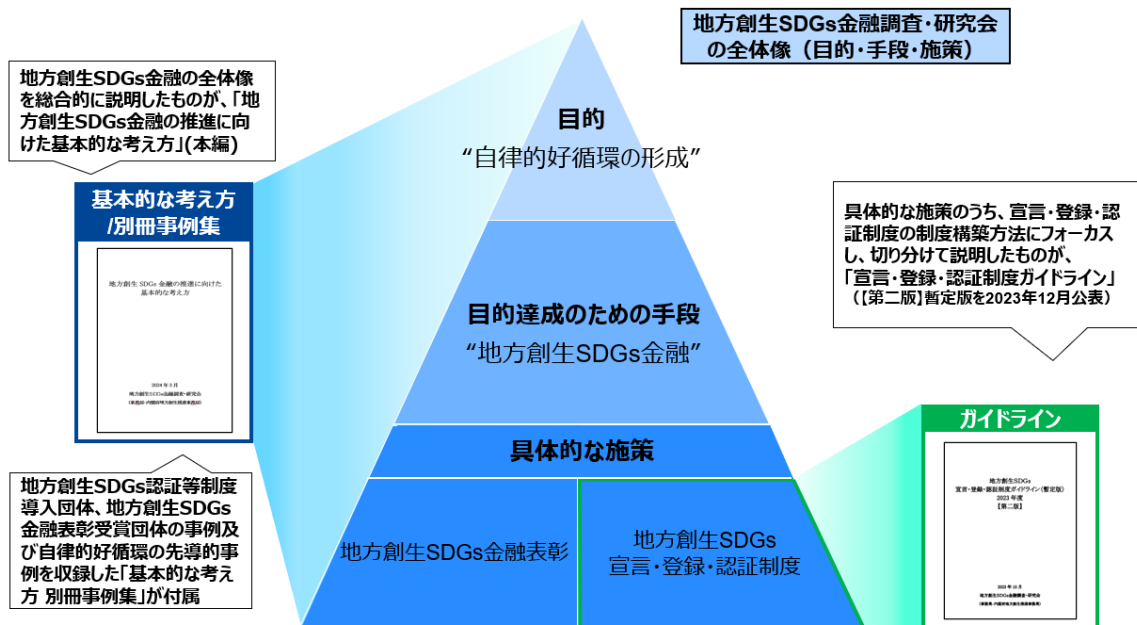
「自律的好循環」形成の重要性は理解しつつも、どのように取り組むのが効果的か、あるいは官民連携の進め方がわからないなど、具体的な方法論への落とし込みに課題を抱える地方公共団体や地域金融機関も少なくないと想定される。

そこで、SDGs を地域共通のゴールに据えて地方公共団体と地域金融機関とが協働し、地域経済の担い手である地域事業者を支援することで、持続的な地域経済の発展及び地域課題の解決を実現するための基本的な考え方を、現時点の動向も踏まえて提供することが本報告書の目的である。

なお、本調査・研究会の成果の全体像は、本報告書に加えて、「地方創生 SDGs 金融」に取り組むにあたって参考となる事例をまとめた「基本的な考え方別冊事例集」、並びに本報告書第5章で紹介する地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度の構築方法等を整理した「地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度ガイ

¹ 内閣府地方創生 SDGs・ESG 金融調査・研究会. 2019年3月25日公表「地方創生に向けた SDGs 金融の推進のための基本的な考え方」

77 ドライン(本報告書公表時点では暫定版)」から構成されている。それぞれの位置
 78 づけは以下の通りである。必要に応じて、各資料も参考いただきたい。
 79



80
 81

82 対象

83 本報告書は、地域をデザインする責務のある地方公共団体及び、地域経済の
 84 血脈ともいべき地域金融機関を主な読み手として想定している。また、地域経
 85 済の担い手であり、地域の経済・社会・環境に係る諸課題の解決に取り組むパ
 86 ートナーでもある地域事業者や、「地方創生 SDGs 金融」の更なる発展に向けた
 87 ステークホルダーとなり得る大手金融機関にとっても参考になる内容としている。

88 2. 本報告書の構成

89 本報告書は5つの章及び参考資料、また別冊事例集から構成されている。

90

91 第1章「地方創生 SDGs と政府の SDGs 推進体制」

92 「地方創生 SDGs 金融」を巡る議論の前提として、我が国の地方部の状況や
93 国連での SDGs 採択を踏まえた政府の取組を振り返るとともに、我が国の課題で
94 ある地方創生と SDGs の考え方を接続させた「地方創生 SDGs」(SDGs を原動力
95 とした地方創生)の国家戦略における位置づけを整理している。

96

97 第2章「金融業界のパラダイムシフト」

98 世界の金融業界における ESG の展開を振り返るとともに、これが我が国では
99 どのような変遷を辿り、足元の状況はどのようになっているのかについて、主に金
100 融機関向けの内容として整理している。

101

102 第3章「SDGs 時代において地域金融機関が担う役割」

103 地方創生に金融が関わる経緯を整理すべく、地域金融機関の事業環境や役
104 割を振り返るとともに、SDGs 時代において、その役割がどのように変化してい
105 か、どのような役割が期待されているかを整理している。主に金融機関向けの内
106 容として参考いただきたい。

107

108 第4章「SDGs 時代において地方公共団体が担う役割」

109 人口減少時代における、地方公共団体の役割を振り返るとともに、SDGs 時代
110 において、その役割がどのように変化しているか、どのような役割が期待されてい
111 るかを整理している。主に地方公共団体向けの内容として参考いただきたい。

112

113 第5章「地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環の形成」

114 第1章から第4章までを踏まえ、SDGs 時代における、地域金融機関や地方公
115 共団体の新たな役割として、「自律的好循環の形成」に向けた「地方創生 SDGs
116 金融」をどのように推進していけばよいかを、各ステークホルダーの役割や推進
117 プロセスの観点から整理するとともに、その推進施策として内閣府が活用を推進
118 している「地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度」等の施策を整理している。

119 **参考資料**

120 自律的好循環の形成に向けた取組のモニタリング方法として第5章で取り上
121 げるロジックモデルや社会的インパクト評価、また「地方創生 SDGs」及び「地方
122 創生 SDGs 金融」の推進施策である「地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度」の
123 構築に向けて参考となる資料を記載している。

124

125

126 **地方創生 SDGs 金融の推進に向けた基本的な考え方 別冊事例集²**

127 本報告書の理解をより深めたい場合や、「地方創生 SDGs 金融」に取り組むに
128 あたって具体的な事例を求める場合には、別冊事例集もご活用いただきたい。
129 別冊事例集は以下の3つの章で構成されている。

130

131 **第1章「地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度構築団体事例」**

132 地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度を構築している地方公共団体を5団体
133 取り上げ、制度構築のポイントや制度によって得られた成果等について整理して
134 いる。

135

136 **第2章「地方創生 SDGs 金融表彰受賞団体事例」**

137 第1回及び第2回地方創生 SDGs 金融表彰の受賞団体、合計 10 団体を取り
138 上げ、地方創生 SDGs 金融に資する多種多様な取組について、それぞれのポイ
139 ントや得られた成果について整理している。

140

141 **第3章「地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環の先導的事例」**

142 独自の取組を通じて自律的好循環の形成を実現している先導的事例を5事例
143 取り上げ、取組のプロセスやステークホルダーが果たした役割等について整理し
144 ている。2015 年以前から取組を推進している事例もあるため、必ずしも SDGs の
145 観点を考慮しているわけではないものの、地方公共団体と地域金融機関が協働
146 して地域経済の活性化、地域課題の解決に取り組んだ先導的な事例であるた
147 め、ぜひ参考いただきたい。

² 内閣府地方創生 SDGs 金融調査・研究会、2024 年 3 月公表「地方創生 SDGs 金融の推進に向けた基本的な考え方 別冊事例集」

148 3. エグゼクティブサマリ

149 地方創生とSDGs

150 我が国では、人口減少と高齢化が加速度的に進行しているとともに、東京圏
151 への一極集中が進展し、日本の全人口の約3割が東京圏に集中するという状況
152 になっている。地方部においては、人口減少、高齢化及び東京への人口移動に
153 より、地域経済の縮小が引き起こされ、地域経済の縮小が人口減少を加速させ
154 るという負のスパイラルが今後更に進行していくおそれがある。そういった状況を
155 打破するために、地方創生の重要性がますます高まっている。

156 2015年には国連でSDGsが採択され、我が国においてもSDGs達成に向け
157 た取組が進められているが、日本独自の視点として、SDGsと地方創生を接続さ
158 せることで、SDGsを原動力とした地方創生(地方創生SDGs)を実現する試みに
159 発展。世界的なコンセンサスであるSDGsを地域共通のゴールとして機能させる
160 ことで、地方公共団体や地域金融機関、地域事業者等の異なるステークホルダ
161 ーの連携を促進し、地方創生をより一層促進させることが期待されている。

162

163 SDGs時代において地域金融機関が担う役割

164 地方創生の実現に向けて、地域経済の血脈ともいえる地域金融機関が果た
165 すべき役割は大きい。地域事業者に対する運転資金や設備資金の供給という伝
166 統的な方法に加えて、規制緩和や新たな金融手法の広がりなどにより、持続可
167 能な地域の未来に向けた多種多様な方法による支援が可能となっている。

168 銀行法における「議決権保有規制(5%ルール)」が徐々に緩和され、また2021
169 年には「銀行業高度化等会社」の活用により、金融機関がさらに幅広い業務を行
170 うことが可能となり、金融機関として期待される役割は格段に大きくなっている。

171 地方創生ファンドを通じた地域への投資の拡大はその表れであり、複数の金融
172 機関でファンドを組成する動きや、国土交通大臣の指定を受けた一般財団法人
173 民間都市開発推進機構とまちづくりファンドを組成する動きなども活発化してい
174 る。

175 また、「売上高に応じ返済を求める融資(赤字でも売上増加が見込まれる場合
176 には融資を受けることができ、売上高の増加に応じて返済額が増える融資)」、
177 「利益の一定割合に応じて返済を求める融資」、「自己株式の取得によるエグジ
178 ットを前提に、剰余金の額に応じて配当を請求できる出資」など、エクイティとデッ
179 トの中間的な特性を持つ金融手法も足元ではみられつつあり、事業者の特性等
180 に応じて様々な手法を用いながら、地域経済の新陳代謝を促進することが地域
181 金融機関に期待されている。

182 また、我が国の金融業界において、持続可能な社会の実現に向けたパラダイ
183 ムシフトとなるような事象が、2010年代の半ば以降相次いだ。2014年の日本版
184 スチュワードシップ・コードの導入、経済産業省の「持続的成長への競争力とイン
185 センティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト最終報告書(通
186 称伊藤レポート)の公表などを経て、2015年の年金積立金管理運用独立行政
187 法人(GPIF)によるPRIへの署名を契機に、インベストメント・チェーンを構成す
188 る主要プレイヤーが環境問題、社会問題及びガバナンスを考慮する動きに一斉
189 に舵を切るなど、国際的なESG金融の流れが一気に進展することとなった。

190 地域事業者への支援を担う地域金融機関も、このマクロ動向への対応と無縁
191 ではられない。ESGへの配慮は、地域事業者が属するサプライチェーンにも
192 影響し、人権リスクや気候変動等への対応を怠れば円滑な事業運営が困難とな
193 り得る状況になってきている。しかし、地域事業者にはこうした急激な変化に対応
194 する知見やノウハウがない場合が多い。そのような地域事業者に対して、地域金
195 融機関が顧客にとって重要なESGやSDGsに関する情報提供等を行い、ESG
196 経営を支援することが期待されている。

197

198 SDGs時代において地方公共団体が担う役割

199 人口減少によって、地方公共団体の税収が伸び悩む中、高齢化による社会
200 保障関係費の増加や、戦後、急速に整備された社会インフラの老朽化が進み、
201 それらを維持、更新するためのコストが歳出を増大させている。

202 このような状況において、行政サービスの効率化や行政が保有している土地・
203 建物の有効活用に対する需要が高まり、1999年に施行された官民連携(PPP)
204 の概念がもととなっているPFI法や、2003年に導入された指定管理者制度等の
205 活用により、行政のみではなく、民間の力も活用して行政サービスを提供するこ
206 とが期待された。2011年にはPFI法が改正され、「公共施設等運営権制度(コン
207 セッション)」が導入され、空港民営化や道路、水道等も対象となったが、まだ
208 だPFI等のPPPの推進が課題である。

209 PFI等の枠組みを活用して、実際に成果をあげている地方公共団体の取組事
210 例は主に公共施設の整備や維持管理であり、運営効率化やコストカットが重視さ
211 れる傾向にある。しかし、生活者の価値観や働き方が多様化する中、歳出を抑え

212 ることだけを重視するのではなく、民間の発想や知見を活用した価値創造視点
213 での官民連携が求められる時代が到来している。

214 こうした価値創造志向の官民連携の重要性は多くの地方公共団体が理解して
215 いるものの、アプローチ方法や連携手法がわからず、大多数が連携まで進めな
216 いことが想定される。そこで突破口となるのが SDGs である。

217 SDGs は、人々の住環境、健康、教育等、地方公共団体が抱える様々な課題
218 とリンクするテーマをゴールとして設定しており、SDGs を地域の諸課題と紐づ
219 け、地域共通のゴールとして機能させることで、地域金融機関、地域事業者及び
220 民間団体等の様々なステークホルダーと連携し、地域課題にアプローチすること
221 が可能となる。

222 SDGs 時代においては、地域をデザインする責務のある地方公共団体が、
223 SDGs 達成に向けた取組を推進する意義を公共的に示すとともに、地域のステ
224 ークホルダーの中心的存在として官民連携を推進し、地域の社会課題解決に向
225 けたメインプレーヤーかつ旗振り役として取組を行うことが期待されている。

226

227 **地方創生 SDGs 金融の必要性**

228 SDGs を活用して地域の経済・社会・環境に係る諸課題の解決に取り組む上
229 で、欠かせないプレイヤーが地域経済の牽引役を担う地域事業者である。地域
230 事業者と地域社会は共存共栄の関係にあり、地域事業者の既存事業の維持・
231 発展や新たな事業機会の創出は地域活性化に大きく貢献する。そのため、資金
232 供給や事業支援等を通じて、地方創生 SDGs を行う地域事業者の取組を継続
233 的に後押しすることが重要となる。

234 SDGs 時代において、地域金融機関と地方公共団体に求められる役割が高度
235 化する中、両者が協働して地域事業者を支援し、地方創生 SDGs を後押しする
236 取組、すなわち「地方創生 SDGs 金融」が求められている。地域金融機関、地方
237 公共団体、地域事業者に求められる役割は以下の通りである。

238

239

240 **【地域金融機関】**

241 地域金融機関は、地域の産業セクターと横断的に関わることができる立場を
242 活かし、地域におけるバリューチェーンの構築、また SDGs 達成に取り組む地域

243 事業者への金融・非金融両面からの支援を通じて、既存事業の拡大や次世代
244 産業創出を後押しする役割が期待されている。

245 また、地域事業者に対する長期的な取引関係を通じて蓄積してきた非財務情
246 報や、地域に根差した知見等の情報を活かした目利き力やコンサルティング力
247 により、事業者が事業の一環としてSDGsに積極的に取り組むよう促していく役
248 割も期待される。

249 複数の都道府県や市区町村にまたがって事業を展開している地域金融機関
250 も多いことから、こうした機関をハブとした複数の地方公共団体との広域連携の
251 推進も期待されている。

252

253 **【地方公共団体】**

254 地方公共団体は、地域の社会課題解決に向けて、多様なステークホルダーの
255 連携を促進するハブとして機能するとともに地域の変化をモニタリングしながら、
256 地域課題の解決や地域活性化に資する取組を推進する中核的役割を担う。

257 土地・区画整備や、地域資源の発掘・活用を目的にした規制緩和など、民間
258 事業者の呼び水となる活動は地方公共団体にしか果たせない役割である。

259 また、地域金融機関や地域事業者参画の誘因となる利子補給や補助金とい
260 った財政出動を実施することも有効である。

261

262 **【地域事業者】**

263 地域事業者は、第一次産業から第三次産業まで多様な地域産業の担い手で
264 あり、事業活動を通じて地域の社会課題解決に取り組むことで、収益を生み出し
265 ながら地域課題を解決する起点となることが期待されている。また昨今ではIタ
266 ーンやUターン人材も増加しており、既存事業者のみならずスタートアップによ
267 る地方創生SDGsも大きな可能性を秘めている。

268 地域事業者は地域経済の牽引役として極めて重要な役割を担っている。自身
269 の事業や取組が地域にどのような社会的インパクトを創出するのかについて、地
270 域金融機関や地方公共団体等と協議しながら、目指す姿の設定、評価、改善を
271 進めることで、自律的好循環の形成に寄与することが期待されている。

272

273

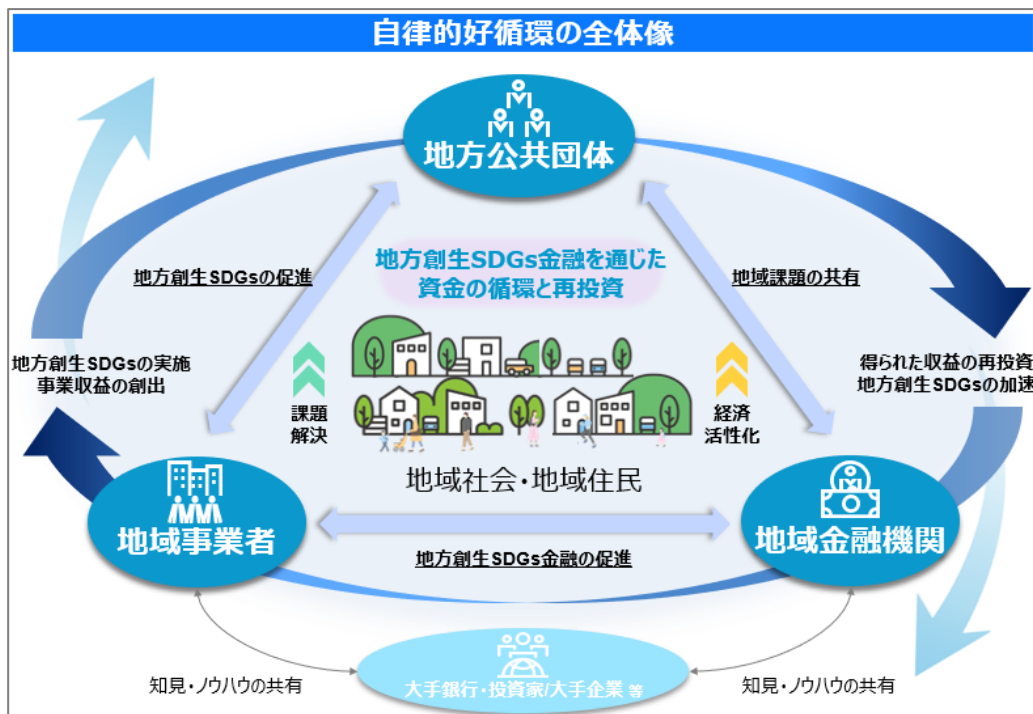
274 自律的好循環の形成

275 地域金融機関、地方公共団体が緊密に連携し、地域事業者を効果的に支援
276 することが期待されている。三者が中心となって地方創生 SDGs を推進すること
277 により、地域課題の解決と、地域における新たな付加価値が創出される。

278 地域事業者が生み出した収益について、地域事業者自身はその収益をもと
279 に再投資を通じて更なる事業展開を志向するとともに、従業員には所得として分
280 配され、日々の消費活動を通じて地域内に還元される。地方公共団体に対して
281 は税金として分配され、更なる行政サービスや地域価値向上に活用される原資
282 となる。地域金融機関にとっても、金融・非金融業務の対価はもとより、自らの活
283 動基盤である地域経済が活性化することで、自身の持続可能な経営にも寄与す
284 ることになる。また、収益面以外でも、域内での雇用促進や、地域の経済・社会・
285 環境に係る諸課題の解決が図られることとなる。

286 このように、地方公共団体、地域金融機関、地域事業者を中心とした「地方創
287 生 SDGs 金融」を通じて、地域課題の解決や便益の創出を企図し、資金の循環
288 や再投資を行う「自律的好循環」を形成することが重要である。

289



290
291
292
293

294 **地方創生 SDGs 金融の促進に向けた内閣府の推進施策**

295 「地方創生 SDGs 金融」の推進に向けて、内閣府は「地方創生 SDGs 宣言・登
296 録・認証制度」の普及促進、及び「地方創生 SDGs 金融表彰」を行っている。

297 「地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度」は、地方創生 SDGs に資する取組を
298 行っている地域事業者を見出し、その「見える化」を図ることを目的としている。
299 有望な地域事業者を掘り起こすためのデータベースとして本制度が機能するこ
300 とで、「見える化」された地域事業者に対する地域金融機関の積極的な支援を引
301 き出す効果が期待される。また、地域事業者の取組が可視化されることによっ
302 て、地域事業者自身の事業が持つ社会的な意義が明らかになり、SDGs に対す
303 る取組意欲を高めるとともに、活動の裾野拡大及び取組水準の引き上げを図る
304 ことも可能となる。

305 「地方創生 SDGs 金融表彰」は、「地方創生 SDGs 金融」を通じた「自律的好
306 循環の形成」のベストプラクティスを広く横展開し、「地方創生 SDGs 金融」に取り
307 組む団体の参考に資することを目的とした表彰制度である。表彰された地域金
308 融機関は広報等に活用することができるとともに、地方公共団体は、地域住民へ
309 の広報活動への活用や、近隣の地方公共団体との広域連携の足がかりに活用
310 することができる。

311

312 **自律的好循環の形成を後押しするための内閣府の施策**

313 「地方創生 SDGs 金融」に加えて、内閣府が地方創生 SDGs の普及促進に向
314 けて行っている「SDGs 未来都市」や「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォー
315 ム」等の施策も活用し、それぞれの施策の相乗効果を図りながら「自律的好循
316 環」が実現されることを期待したい。

第1章 地方創生 SDGs と政府の SDGs 推進体制

1-1 地方創生の重要性³

1. 深刻さを増す地方の劣化状況

我が国の人口は 2008 年をピークに減少局面に入って以降、人口減少が加速的に進行⁴しており、2040 年以降、全ての都道府県で総人口は一貫して減少すると推計⁵されている。2023 年9月には、65 歳以上の高齢者人口は約 3,623 万人となり、高齢化率は約 29.1%と最高を記録し(2023 年9月時点の推計値)⁶、我が国の高齢化は世界的に見ても空前の速度と規模で進行している。また、人口移動の面では、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)への転入超過が継続することで東京一極集中の様相になり、東京圏には我が国の全人口の約3割が集中するという状況になっている。

人口減少、高齢化及び東京一極集中の進展に伴い、労働供給の停滞や後継者不足に拍車がかかることで、地域事業者が減少し、地域経済の市場規模は縮小していく可能性がある。また、高齢化及び人口減少の進展は、耕作放棄地や空き家の増加といった物理的な地域の荒廃を引き起こすとともに、地方公共団体の税収の減少にもつながり、地域を支える公共インフラや公共サービスの維持に負の影響を及ぼすこととなる。

このように、人口減少や高齢化が、地域経済の縮小や社会機能の低下につながり、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルが今後ますます地方部で進行していくおそれがある。

2. 地方創生の意義

そういった状況を政府としても社会課題として認識し、2014 年には地方創生担当大臣が新設され、我が国において地方創生に向けた機運が生まれることとなった。

一言に“地方”といっても、人口動態や地域の中核産業等、地域によって有する資源や特性は様々であるため、地域活性化を実現するにあたっては、それ

³ 本節の執筆にあたっては内閣府政策統括官、2023 年 1 月公表「地域の経済 2022」を参考にした

⁴ 総務省統計局、2019 年 4 月 26 日公表「統計トピックス No.119」

⁵ 国立社会保障・人口問題研究所、2023 年 12 月 22 日公表「日本の地域別将来推計人口(令和 5 年推計)」

⁶ 総務省統計局、2023 年 9 月 17 日公表「統計トピックス No.138」

345 ぞれの地域に適した方法を検討する必要がある。

346 その地域ならではの地方創生を実現することで、地域の人口増加や経済活
347 性化が図られ、行政にとっては税収増加の可能性がある。また、行政コストにつ
348 いても、人口密度が高いほど一人当たり行政コストが低くなる関係性が指摘⁷さ
349 れており、人口集積が進むことで行政効率を高められる可能性も秘めている。

350 地方創生の実現は行政だけにとどまらず、生活者に対しても様々な好影響を
351 もたらす。日本の食料生産の大部分を担っているのは自然環境が充実している
352 地方部であるため、地方部においては新鮮な食材が比較的入手しやすく、生
353 活者の食生活の質向上に大きく寄与することが想定される。また、生活時間の
354 観点においても、地方部におけるフルタイム有業者の平均通勤時間は都市部
355 よりも短く、平均可処分時間については地方部の方が都市部より長い⁸ため、生
356 活者のワークライフバランスに寄与する可能性がある。

357 このように、地方創生が進むことで地方部への人口分散化が図られれば、生活
358 者のクオリティオブライフの向上やワークライフバランスが充実する可能性も高
359 まるため、生活者にとっても地方創生が果たす意義は大きい。

360

361

362 1-2 社会課題解決に向けた世界的な転換点

363 日本で地方創生が注目されはじめた頃とほぼ時を同じくして、2015年には世
364 界的に社会課題解決の潮流が生まれる契機となった出来事が相次ぎ、地球規
365 模の課題解決に向けた世界的な転換点となった。

366

367 1.SDGsの採択

368 世界に目を向けると、2015年9月の国連サミットにて、17のゴールと169の
369 ターゲット等から構成されている持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable
370 Development Goals)が全会一致で採択された。SDGsの達成に向けて、先進
371 国、途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面に資する取組
372 を統合的に推進することが求められた。

373 SDGsは従前の「ミレニアム開発目標(MDGs:Millennium Development

⁷ 内閣府. 2021年9月公表「令和3年度 年次経済財政報告」人口密度と行政コスト

⁸ 内閣府政策統括官. 2023年1月公表「地域の経済2022」を参考に記載

374 Goals)」と比較して、主要な実施主体として事業者を明示的に位置付けており、
375 本業を通じて SDGs 達成に資する取組を行うことが重要であるとされている。

376

377 2.パリ協定の成立

378 国連サミットにて SDGs が採択された同年 12 月には、国連気候変動枠組条
379 約締結国会議 (COP21) が開催され、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等
380 のための新たな国際枠組みとしてパリ協定が採択された。本協定は、途上国を
381 含む全ての参加国に対して、排出削減の努力を求める枠組みであり、地球温
382 暖化という課題解決に向けた世界的な転換点となった。

383

384

385 1-3 「SDGs 推進本部」の設置

386 こうした世界的な潮流を踏まえ、我が国では、SDGs に係る施策の実施につ
387 いて、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進する
388 ことを目的として、2016 年5月に総理大臣を本部長、官房長官と外務大臣を副
389 本部長とし、全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部が設置された。

390 SDGs 推進本部では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、
391 社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョ
392 ンを掲げ、当該本部の下、民間セクターや有識者、国際機関など幅広いステー
393 クホルダーで構成される SDGs 推進円卓会議での議論を経て、8つの優先課題
394 や取組の方向性を示した「SDGs 実施指針」⁹を策定。また、SDGs 達成に向けた
395 政府の具体的な施策を「SDGs アクションプラン」¹⁰としてとりまとめた。

396 日本国内における足元の状況としては、SDGs は幅広く認知されるようになって
397 きている一方、持続可能な開発ソリューション・ネットワーク及びベルテルスマ
398 ン財団による報告書(2023年版)¹¹では、日本の SDGs 達成度は世界で 21 位
399 となっており、特にジェンダーや気候変動、海洋資源保全、陸上資源保全等
400 について、引き続き大きな課題があると指摘されている。あらゆる政策分野におい
401 て、横断的に取組を推進することにより、SDGs の達成に向けた取組を今後さら
402 に加速させていく必要がある。

⁹ SDGs 推進本部. 2016 年 10 月 18 日公表「SDGs 実施指針」

¹⁰ SDGs 推進本部. 2023 年 3 月公表「SDGs アクションプラン 2023」

¹¹ 持続可能な開発ソリューション・ネットワーク、ベルテルスマン財団. 2023 年 6 月公表「持続可能な開発レポート 2023」

403 人権問題や気候変動等、グローバルで共通の社会課題は我が国の地方部
404 に対しても直接的かつ間接的に影響を与えており、世界的なコンセンサスであ
405 るSDGsの流れと我が国が抱える課題である地方創生を接続させる試みが進
406 むこととなった。「SDGsアクションプラン」における重点事項の一つである
407 「Prosperity 繁栄：成長と分配の好循環」では、SDGsを原動力とした地方創生
408 の推進が位置づけられ、2017年以降、政府の総合戦略においても、その重要
409 性が明記されることとなる。

410

411

412 1-4 政府の総合戦略における地方創生SDGsの位置づけ

413 1. まち・ひと・しごと創生総合戦略(2014年～)

414 政府は、2060年を視野に入れた長期ビジョンに基づき、2015年度から2019
415 年度までの政策目標や基本方針を示した第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦
416 略(以下、第1期総合戦略)」を2014年12月27日に閣議決定。第1期総合戦
417 略は、毎年環境変化を踏まえた改訂がなされており、2017年12月22日には
418 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)」¹²が閣議決定した。その中で、
419 地方創生の一層の推進に当たっては、SDGsの主流化を図り、SDGs達成に向
420 けた観点を取り入れ、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を最大限反映
421 することが明記され、地方創生の更なる実現に向けたSDGsの重要性が明示
422 的に示された。

423 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けて、2019年6月21日
424 閣議決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」¹³において、SDGsを原動
425 力として地方創生に取り組む方針が策定された。これを踏まえ、内閣府地方創
426 生推進事務局に「地方創生SDGs金融調査・研究会」が設置され、「地方創生
427 SDGs金融」の具体的な検討が開始した。

428 その後、2020年度から2024年度までの新たな中長期の政策目標や基本方
429 針を示した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、第2期総合戦略)」¹⁴
430 がとりまとめられ、2019年12月20日に閣議決定した。第2期総合戦略におい
431 ては、SDGsの理念に沿って取組を進めることにより、政策全体の全体最適化

¹² 2017年12月22日閣議決定「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)」

¹³ 2019年6月21日閣議決定「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」

¹⁴ 2019年12月20日閣議決定 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

432 や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層
433 の充実・深化につなげることができるとして、SDGsを原動力とした地方創生(地
434 方創生 SDGs)を推進することが明記された。

435

436 2. デジタル田園都市国家構想総合戦略(2022年～)

437 2022年12月23日には、デジタル技術の発展や社会情勢の変化を踏まえ、
438 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023年度から2027年度
439 までの新たな5か年の総合戦略として、「デジタル田園都市国家構想総合戦
440 略」¹⁵を閣議決定した。地方公共団体によるSDGs達成のためのモデル事例の
441 形成、地方創生SDGs官民連携プラットフォームを通じた官民連携の促進、そ
442 して、地方創生SDGs金融の推進、といった取組を連携させることで、地方創
443 生SDGsを推進させていくと示された。

¹⁵ [2022年12月23日閣議決定「デジタル田園都市国家構想総合戦略」](#)

第2章 金融業界のパラダイムシフト

2-1 ESG に関する歴史的経緯

1. ESG の概念の登場

世界の金融業界においては、SDGs に先駆けて ESG という概念が存在しており、その登場は 2006 年にさかのぼる。2006 年に国連環境計画・金融イニシアティブと国連グローバル・コンパクトが策定した国連責任投資原則(PRI)において、投資家が投資分析と意思決定プロセスに ESG の課題を組み込むことが記載され、ESG が表舞台に本格的に登場した。以降、資本市場にとどまらず、保険や銀行等、金融業界の各業態においても、ESG の考え方を浸透及び定着させる動きが徐々に広がっていった。

また、SDGs は国から地域住民一人ひとりまで、広範なステークホルダーを対象とした、持続可能な社会を目指す世界共通の目標である。一方、ESG は投資家が投資判断の際に考慮する概念であるとともに、事業者にとっては経営に組み込むべき要素として位置づけられており、投資家や事業者が ESG の考え方を事業活動に反映することで、SDGs 達成に大きく貢献するという関係性がある。

2. 日本及び海外におけるこれまでの動き

日本においては、1999 年には国内初の SRI 型投資信託(運用上の投資基準として、財務的側面だけでなく、社会的・倫理的側面である社会的責任も考慮して投資対象を選ぶ投資信託)が発売され、同年に運用を開始した「日興エコファンド」や「損保ジャパン・グリーン・オープン」は現存する代表的な公募型投資信託である。20 世紀末には、このような動きはあったものの、あくまで一つのテーマ型投資信託に過ぎなかった。また、PRI が策定された 2006 年当時、日本におけるいくつかの機関投資家は署名を行い、以降、他の機関投資家による署名も続いたものの、その数は少数にとどまっていた。

米国を中心としたグローバルにおいては、リーマンショックを契機として、短期的な利益追求に重きを置きすぎてきたことを反省し、長期投資の再評価につながっていった。日本においては、ESG 投資の実施は、投資家自身の判断にゆだねられる部分が大きいという状況が続いていた。2012 年末時点においては

475 世界全体の ESG 投資の総資産残高は約 13.6 兆米ドルである一方、そのうち
476 日本の残高は約 100 億米ドルしかないという状況であった。¹⁶

477

478

479 2-2 日本における金融業界のパラダイムシフト

480 その後、我が国においては、2014 年から 2015 年にかけてパラダイムシフトと
481 なる事象が相次ぐこととなる。2014 年の日本版スチュワードシップ・コードの導
482 入、経済産業省の「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の
483 望ましい関係構築～」プロジェクト最終報告書(通称伊藤レポート)の公表、また
484 2015 年には年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)による PRI への署名
485 等が代表的な出来事である。特に、インベストメントチェーンを考えたときに、
486 GPIF による PRI への署名が機関投資家の行動に与えた影響は大きく、この時
487 期を転換点として、日本における金融業界のプレイヤーが自身の事業活動と
488 ESG(環境問題、社会問題及びガバナンス)を接続させる動きが急速に進展す
489 ることとなった。2023 年3月末時点において、日本市場における ESG 投資残高
490 は約 538 兆円まで伸長¹⁷している。

491

492 1.スチュワードシップ・コード¹⁸の導入

493 2014 年2月に日本版スチュワードシップ・コードが公表され、機関投資家が
494 投資先の持続的成長に向けて的確に把握すべき内容の候補の一つとして、社
495 会・環境問題に関連するリスクへの対応が示され、投資判断において ESG を考
496 慮し得る旨が示された。

497 スチュワードシップ・コードは、投資先の経営監視などコーポレートガバナンス
498 への取組が不十分であったことが、リーマンショックによる金融危機を深刻化さ
499 せたとの反省を踏まえ、イギリスで 2010 年に、金融機関を中心とした機関投資
500 家のあるべき姿を規定したことがはじまりである。

501 日本においては、イギリスのスチュワードシップ・コードを参考に、2014 年に
502 日本版スチュワードシップ・コードが公表された。

¹⁶ [Global Sustainable Investment Alliance. 2012 年公表「Global Sustainable Investment Review」](#)(世界各地の ESG 推進団体からの報告を取りまとめた結果を発表しており、日本の報告値は個人向け残高の合計値)

¹⁷ [日本サステナブル投資フォーラム. 2023 年 12 月 4 日公表「サステナブル投資残高アンケート」](#)

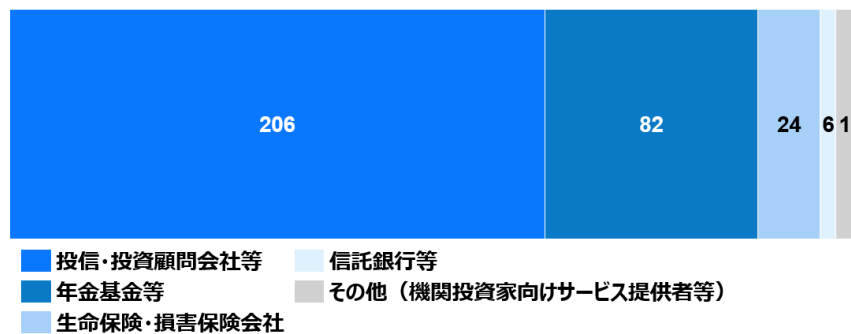
¹⁸ [日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会. 2014 年 2 月 26 日公表「日本版スチュワードシップ・コード」](#)

503 2014年の公表以降、2017年に改訂版を、2020年には再改訂版¹⁹が公表さ
504 れ、2020年の再改訂版においては、ESG要素を含むサステナビリティの考慮
505 の重要性が盛り込まれた。

506 2023年9月末時点における、日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表
507 明を行った機関投資家数は329機関となっており、その内訳は以下の通りであ
508 る。²⁰

509

日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明をした機関投資家（2023年9月末時点）



510

511

512 2. 「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構 513 築～」プロジェクト 最終報告書²¹の公表

514 2014年8月には、経済産業省における「持続的成長への競争力とインセンテ
515 イブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクトにおける最終報告書
516 （通称伊藤レポート）が公表された。当該レポートにおいて、事業者のESGに関
517 する情報開示の必要性や、ESG情報を財務経営指標と関連づけることの重要
518 性、ESG対応と企業価値の関係性が示された。

519 企業と投資家の対話促進のため、企業側は企業戦略やリスク情報、ガバナン
520 ス等のESG情報を資本コストや投資収益率等の財務経営指標と関連づけて伝
521 える重要性が示されるとともに、投資家は企業の持続的競争力を評価する際、
522 広範なESG活動にも着目すべきではないかと示唆された。また、欧州におい
523 ては、公的年金の投資判断においてESGに関して何らかの考慮をすべきと定
524 めている場合があることを踏まえ、日本においてもその是非等を議論してはど

¹⁹ スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会. 2020年3月24日公表「日本版スチュワードシップ・コード再改訂版」

²⁰ 金融庁「スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリストの公表について(令和5年9月30日時点)」

²¹ 経済産業省. 2014年8月公表. 「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト最終報告書

525 かと示唆された。

526

527 3.年金積立金管理運用独立行政法人による PRI(責任投資原則)の署名

528 国連での SDGs 採択の直後の 2015 年9月 28 日、年金積立金管理運用独
529 立行政法人(GPIF)が PRI に署名を行った。

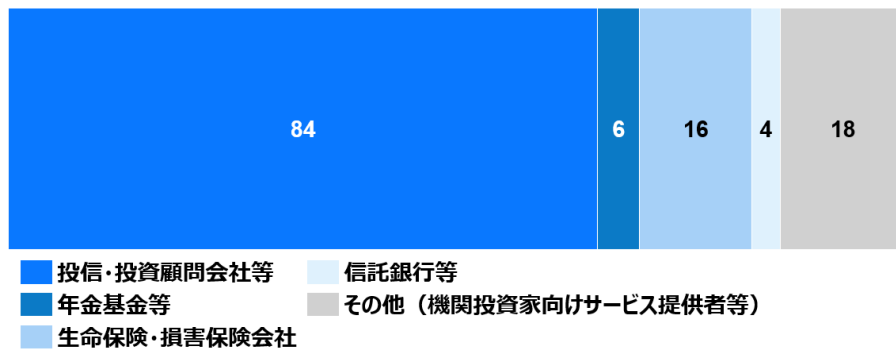
530 GPIF は運用受託機関に対して PRI 署名とその活動について報告を求め、
531 署名していない場合はその理由を求めため、GPIF の運用受託機関は、正当
532 な理由が無い限り PRI に署名し、ESG 投資を考慮しなければならない。また、
533 GPIF は他の公的年金や企業年金のベンチマークでもあるため、特に GPIF の
534 PRI への署名は、日本における ESG 投資拡大に向け大きなきっかけとなった。

535 GPIF は、PRI に署名した理由について、「投資先企業における ESG(環境・
536 社会・ガバナンス)を適切に考慮することは、被保険者のために中長期的な投
537 資リターンの拡大を図るための基礎となる企業価値の向上や持続的成長に資
538 するものとする」²²としており、あくまでリターン拡大のためのものとして位置づ
539 けている。

540 2023 年 12 月時点における、日本の PRI 署名機関数は 128 機関となってお
541 り、その内訳は以下の通りである。²³

542

日本におけるPRI署名機関（2023年12月時点）



543

544

²² 年金積立金管理運用独立行政法人, 2015 年 9 月 28 日公表「国連責任投資原則への署名について」

²³ PRI「Signatory directory」

545 2-3 日本における ESG に対する足元の状況²⁴

546 こういった背景を踏まえ、我が国の金融業界の各プレイヤーにおいても、ESG
547 の考え方を成長戦略に接続する動きを加速させており、持続可能な社会の実
548 現にコミットすることが期待されている。具体的な動向としては、直接金融にお
549 いて先行している ESG 投資をさらに社会的インパクトの大きいものへ育むととも
550 に、間接金融においてもその対応が進んでいる状況である。加えて、個人投資
551 家向けの ESG 要素を考慮した投資信託や ETF も広がってきており、ESG 投資
552 の裾野が拡大してきている。

553 民間金融機関や機関投資家によるサステナブルファイナンス(持続可能な社会
554 を実現するための金融)の取組が広まり、特に ESG 投資額やグリーンボンド
555 等の発行額が増加する中、金融庁は 2020 年 12 月に「サステナブルファイナン
556 ス有識者会議」²⁵を設置した。関係者へのヒアリング等を行いながら、サステナ
557 ブルファイナンスの推進に向けた諸施策について、議論・検討を行っている。

558 また、サステナブルファイナンスは、個々の主体による経済活動に伴う外部性
559 を金融資本市場が適正に織り込み、環境や社会課題を考慮した投融資等を行
560 うことで、環境や社会課題が改善するなど、経済社会システム全体に寄与する
561 ことが期待されている。こうした環境及び社会面の効果は「インパクト」と呼ば
562 れ、経済活動の尺度として活用されつつある。

563 足元においては、ESG 投資を通じて事業者の ESG の取組を総合的に評価
564 することにとどまらず、投資により実現を図る具体的効果(インパクト)を特定する
565 「インパクト投資」が着目されつつある。ただし、インパクト投資においても一定
566 の経済的リターン確保を図ることが求められる。

567 インパクト投資への注目が高まってきた背景を踏まえ、金融庁は 2022 年 10
568 月、インパクト投資の意義と推進に向けた課題等について議論するため、サス
569 テナブルファイナンス有識者会議に「インパクト投資等に関する検討会」²⁶を設
570 置した。インパクト投資の推進は、2023 事務年度の金融行政方針²⁷において
571 も、重要な施策として掲げられている。

²⁴ ESG や SDGs を踏まえた金融業界の動向について、より詳しく知りたい場合は、「[金融庁. 2018 年 12 月公表.『金融行政と SDGs』](#)や「[環境省. 2018 年 7 月 27 日公表.『ESG 金融懇談会 提言～ESG 金融大国を目指して～』](#)を参照

²⁵ [金融庁サステナブルファイナンス有識者会議](#)

²⁶ [金融庁インパクト投資等に関する検討会](#)

²⁷ [金融庁. 2023 年 8 月公表「2023 事務年度 金融行政方針」](#)

572 また、金融庁、経済産業省、環境省においては、脱炭素に焦点を当て、気候
573 変動への対策を検討している企業が、脱炭素社会の実現に向けて、排出削減
574 につながる既存技術の導入拡大や新たな技術開発等、長期的な戦略に則った
575 温室効果ガス削減の取組を支援することを目的とした金融手法(トランジション・
576 ファイナンス)の普及促進に取り組んでいる。²⁸

²⁸ [金融庁. 2023年6月公表「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」](#)
[経済産業省「トランジション・ファイナンス」](#)

577

第3章 SDGs 時代において地域金融機関が担う役割

578 第2章で説明したような金融業界のパラダイムシフトは、当然地域金融機関
579 にも影響を与える。本章では、地域経済と地域金融機関の関係性も考察しながら、
580 地域金融機関を取り巻く状況を振り返り、SDGs 時代において、地域金融機
581 関の役割がどのように変化しているかを説明する。

582

3-1 地域経済における地域金融機関の位置づけ

1. 地域金融機関を取り巻く状況

585 地域金融機関は、地域に根差しているという特性を活かし、創意工夫に富ん
586 だ顧客支援に取り組んできた。しかし、バブル崩壊以降、担保・保証の有無とい
587 う形式を重視した銀行融資が多く行われ、全ての地域金融機関がこれまでその
588 ポテンシャルを十分に発揮してきたとはいいがたいとの指摘もある。しかし、足
589 元では昨今の規制緩和等を踏まえ、地域活性化に取り組む金融機関も増加し
590 ており、地域金融機関が地域に果たす役割がますます期待されるようになって
591 きている。²⁹

592 銀行等が国内の会社について百分の五を超える議決権を取得、または保有
593 してはならないという銀行法における「5%ルール」は、2010 年以降、例外を徐々
594 に広げてきた。2016 年にはフィンテックや地域商社については例外となり、
595 2019 年には銀行が事業承継を目的に事業者の株式を 100%取得することが認
596 められた。また、2021 年の銀行法の改正により、「銀行業高度化等会社」と呼ば
597 れる子会社を通じた業務範囲が「地方創生など持続可能な社会の構築に資す
598 る業務」にまで広がり、これまで 40 以上の高度化等会社が設立された。

599 規制緩和によって、地域金融機関ができることは格段に広がったことに加え、
600 地方創生ファンドを通じた地域への投資も広がりつつある。複数の金融機関に
601 よるファンド組成や、国土交通大臣の指定を受けた一般財団法人民間都市開
602 発推進機構とまちづくりファンドを組成する動きも活発化している。このような投
603 資によって、地域事業会社が融資を受けやすくなる「呼び水効果」も期待でき
604 る。地域に根差した事業を作り込むことによって、産業の活性化に直接寄与す
605 ることが期待されている。

²⁹ 先導的な取組を行っている地域金融機関の事例については、「[地方創生 SDGs 金融の推進に向けた基本的な考え方 別冊事例集](#)」に整理しているので参照いただきたい

606 また、スタートアップのように、長期的には、様々な事業上の工夫を通じ、一
607 般的な事業者より高い事業成長を目指す者も多く、こうした特性に適した金融
608 上の工夫もより重要となっている。例えば、地域で成長を目指す創業企業等に
609 対し、「売上高に応じ返済を求める融資(赤字でも売上増加が見込まれる場合
610 には融資を受けることができ、売上高の増加に応じて返済額が増える融資)」、
611 「利益の一定割合に応じて返済を求める融資」、「自己株式の取得によるエグジ
612 ットを前提に、剰余金の額に応じて配当を請求できる出資」など、エクイティとデ
613 ットの中間的な特性を持つ金融手法がみられつつある。このような、これまであ
614 まりみられなかった金融手法も含め、様々な手法を用いながら、地域事業者を
615 支援することが求められている。

616 昨今ではネット専門銀行が興隆しているが、リモートワークやDXが広がる
617 中、地方部であってもネット専門銀行が主要な取引金融機関になることが可能
618 となり、地域金融機関の事業環境に中長期的に大きな影響を及ぼす可能性が
619 ある。ネット専門銀行はコスト面で優位性を持つが、非対面の取引で完結する
620 ため、個々の取引ごとの採算性を評価し、財務諸表や客観的に算出された定
621 量的な指標に基づく貸出を行うなどのトランザクションバンキングを得意とする
622 一方、リレーションシップバンキングに取り組むのは困難である。地域事業者が
623 抱える課題やニーズが多様化する中、地域金融機関においては、顧客との対
624 話を通じ、課題やニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供する重要性が高
625 まってきている。

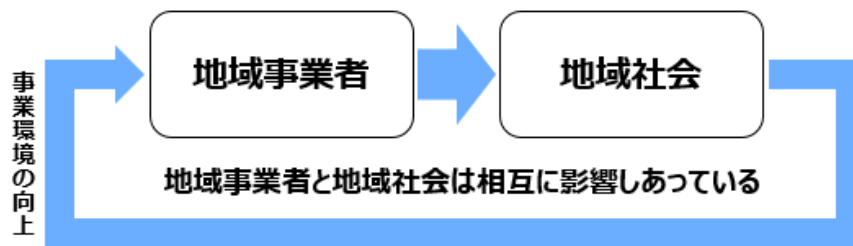
626

627 2.地域経済における地域金融機関の重要性

628 人口減少に伴う地域経済の縮小や高齢化に伴う後継者不足など、厳しい経
629 営環境に直面している地域事業者も少なくない。地域社会全体でみると、定住
630 人口の減少、事業者数の減少とこれに伴う雇用の減少、少子高齢化等が進展
631 し、地域金融機関の事業環境に負の影響をもたらしている。

632 地域事業者の事業活動は、その活動基盤である地域社会に影響を与えると
633 ともに、その地域社会の状況が地域事業者の事業環境を規定するという相互
634 関係がある(下図)。そのため、地域金融機関が、個々の事業者の動向が自ら
635 のビジネスに及ぼす影響に加えて、事業者の活動基盤としての地域社会の状
636 況にも向き合うことは、地域金融機関自身の経営基盤の強化につながる。

地域事業者と地域社会の関係



637

638

639

640

3-2 SDGs 時代における地域金融機関の役割

641 特に SDGs 時代において、地域金融機関は地域事業者の事業活動が地域
642 社会に与える影響を考慮して、事業支援を行うことが期待されている。地域事
643 業者の事業環境を考えると、ESG への配慮は、サプライチェーンにも及び、人
644 権リスクや気候変動等への対応を怠れば、そこから排除され、円滑な事業運営
645 が困難となり得る状況になってきている。また、取引先のみならず、消費者もサ
646 ステナビリティ対応を製品購入の参考にする傾向も強くなってきている。特に若
647 い世代においては、社会課題の解決に取り組んでいるかどうか商品購入や入
648 社するかどうかの一つの重要な意思決定要因になっている。そのため、事業者
649 は ESG や SDGs に資する取組をコストではなく、事業成長の機会や事業リスク
650 の低減策として捉える必要がある。しかし、地域事業者にはそうした対応を行う
651 知見やノウハウが十分でない場合が多いため、地域金融機関が地域事業者に
652 にとって必要となる ESG や SDGs に関する情報提供を行い、ESG 経営を支援す
653 ることが期待されている。

654 なお、環境省は、ESG や SDGs の観点から地域金融機関の取組を後押しす
655 るため、令和元年度から実施している「ESG 地域金融促進事業」³⁰や脱炭素化
656 促進のため利子補給事業等を通じて、環境・社会へのインパクト創出、地域の
657 持続可能性の向上等に資する支援を行っている。また、金融機関を主な読み
658 手として、ESG 地域金融の実践ポイント等を整理した「ESG 地域金融実践ガイ
659 ド」³¹を公表しているため、必要に応じて参照されたい。

³⁰ 環境省「ESG 地域金融促進事業」

³¹ 環境省、2023 年 3 月公表「ESG 地域金融実践ガイド 2.2」

660 このように、社会情勢や経済が複雑化する中、地域金融機関は地域経済を
661 成長スパイラルに導くべく、地域事業者に伴走し、中長期的な成長や地域の資
662 源や特性を活かした次世代産業創出に向けたパートナーとしてのポジションを
663 確立し、期待される役割を果たしていくことが重要である。

第4章 SDGs 時代において地方公共団体が担う役割

本章では、人口減少時代における地方公共団体を取り巻く状況や歴史を振り返りながら、SDGs 時代において、地方公共団体の役割が足元どのように変化しているかを説明する。

4-1 地方公共団体を取り巻く状況の変遷

日本の人口は 2008 年の1億 2,808 万人をピークに、2011 年以降は一貫して減少³²を続けており、今後も多くの地方公共団体において、人口減少のトレンドが想定される。

人口減少によって、地方公共団体の税収が伸び悩むことに加えて、歳出も減少すればよいが、そうはいかない。高齢化による社会保障関係費の増加や、戦後、急速に整備された社会インフラの老朽化が進み、それらを維持、更新するためのコストが歳出を増大させているというのが現状である。

このような状況において、行政サービスの効率化や行政が保有している土地・建物の有効活用に対する需要が高まり、1999 年に施行された官民連携 (PPP) の概念がもととなっている PFI 法や、2003 年に導入された指定管理者制度等の活用により、行政のみではなく、民間の力も活用して行政サービスを提供することが期待された。2011 年には PFI 法が改正され、「公共施設等運営権制度 (コンセッション)」が導入され、空港民営化や道路、水道等も対象となったが、まだまだ PFI 等の PPP の推進は課題である。

これまで官民連携が進んでこなかった一つ目の理由としては、地方公共団体は域内での機会均等を重視するという行動原理を持つため、特定の事業者と個別具体的な事業を推進することを避けがちになるということが挙げられる。二つ目の理由としては、官民の間での共通言語が存在しないということである。官は民間の商習慣を理解できていない一方、民間も官の仕事の進め方を理解できていない。それぞれの仕事のプロセスやカルチャーが異なることを相互に理解することが官民連携においては重要である。

PFI 等の枠組みを活用して、実際に成果をあげている地方公共団体の取組事例は主に公共施設の整備や維持管理であり、運営効率化やコストカットが重

³² 総務省統計局, 2019 年 4 月 26 日公表「統計トピックス No.119」

693 視される傾向にある。しかし、生活者の価値観や働き方が多様化する中、歳出
694 を抑えることだけを重視するのではなく、民間の発想や知見を活用した価値創
695 造視点での官民連携が求められる時代が到来している。

696 また、地方公共団体は、基本的には単年度で予算を組み、執行をしていくと
697 いうスキームであることに加え、選挙により首長が交代する可能性もあるため、
698 複数年度での予算執行や継続的なコミットメントを実現しにくいという現実があ
699 る。そのため、一定程度の手離れを目指すという観点においても、上手く民間
700 の事業者を巻き込むことで、地域内での価値創造の好循環が自走する仕組み
701 を構築することが重要になってきている。

702

703

704 4-2 SDGs 時代における地方公共団体の役割

705 地方公共団体は、価値創造志向の官民連携の重要性を理解しているもの
706 の、アプローチ方法や連携手法が分からず、大多数が連携まで進めないことが
707 想定される。そこで突破口となるのが SDGs である。

708 SDGs は、人々の住環境、健康、教育等、地方公共団体が抱える様々な課題
709 とリンクするテーマをゴールとして設定しており、SDGs を地域の諸課題と紐づ
710 け、地域共通のゴールとして機能させることで、地域金融機関、地域事業者及
711 び民間団体等の様々なステークホルダーと連携し、地域課題にアプローチする
712 ことが可能となる。

713 SDGs 時代においては、地域をデザインする責務のある地方公共団体が、
714 SDGs 達成に向けた取組を推進する意義を公共的に示すとともに、地域のステ
715 ークホルダーの中心的存在として官民連携を推進し、地域の社会課題解決に
716 に向けたメインプレーヤーかつ旗振り役として取組を行うことが期待されている。

第5章 地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環の形成

5-1 地域経済活性化に向けた地方創生 SDGs 金融の必要性

1. 地域社会において地域事業者が果たす役割

SDGs を活用して地域の経済・社会・環境に係る諸課題の解決に取り組む上で、欠かせないプレイヤーが地域経済の牽引役を担う地域事業者である。第3章で説明したように、地域事業者と地域社会は共存共栄の関係にあり、地域事業者の既存事業の維持・発展や新たな事業機会の創出は地域活性化に大きく貢献する。そのため、資金供給や事業支援等を通じて、地方創生 SDGs を行う地域事業者の取組を継続的に後押しすることが重要となる。

2. 地方創生 SDGs 金融の必要性

SDGs 時代において、地域金融機関と地方公共団体に求められる役割が高度化する中、それぞれの強みを発揮しながら、地域の活性化を図ることが重要である。両者が協働して地域経済の牽引役である地域事業者を支援し、地方創生 SDGs を後押しする取組、すなわち、「地方創生 SDGs 金融」が求められている。

以下では、「地方創生 SDGs 金融」の推進に向けて各ステークホルダーに求められる役割を説明する。

【地域金融機関】

地域金融機関は、地域の産業セクターと横断的に関わることができる立場を活かし、地域におけるバリューチェーンの構築、また SDGs 達成に取り組む地域事業者への金融・非金融両面からの支援を通じて、既存事業の拡大や次世代産業創出を後押しする役割が期待されている。

また、地域事業者に対する長期的な取引関係を通じて蓄積してきた非財務情報や、地域に根差した知見等の情報を活かした目利き力やコンサルティング力により、事業者が事業の一環として SDGs に積極的に取り組むよう促していく役割も期待される。また、例えば、ふるさと納税やクラウドファンディング等のコーディネートなど、地方公共団体の様々な制度と金融機関の金融及び非金融機能を連携させることも重要であり、伝統的な役割にとどまらない大胆な発想が

748 求められている。

749 複数の都道府県や市区町村にまたがって事業を展開している地域金融機関
750 も多いことから、こうした機関をハブとした複数の地方公共団体との広域連携の
751 推進も期待されている。

752

753 **【地方公共団体】**

754 地方公共団体は、地域の社会課題解決に向けて、多様なステークホルダー
755 の連携を促進するハブとして機能するとともに地域の変化をモニタリングしなが
756 ら、地域課題の解決や地域活性化に資する取組を推進する中核的役割を担
757 う。

758 まちづくりのための土地・区画整備や、地域資源の発掘・活用を目的にした
759 規制緩和など、民間事業の呼び水となる活動は地方公共団体にしか果たせな
760 い役割であり、国とも連携し、必要な政策を実施していくことが期待されている。

761 また、地域金融機関や地域事業者参画の誘因となる利子補給や補助金とい
762 った財政出動を実施することも有効である。

763

764 **【地域事業者】**

765 地域事業者は、第一次産業から第三次産業まで多様な地域産業の担い手
766 であり、事業活動を通じて地域の社会課題解決に取り組むことで、収益を生み
767 出しながら地域課題を解決する起点となることが期待されている。また昨今では
768 IターンやUターン人材も増加しており、既存事業者のみならずスタートアップ
769 による地方創生 SDGs も大きな可能性も秘めている。

770 地域事業者は地域経済の牽引役として極めて重要な役割を担っている。自
771 身の事業や取組が地域にどのような社会的インパクトを創出するのかについ
772 て、地域金融機関や地方公共団体等と協議しながら、目指す姿の設定、評価、
773 改善を進めることで、自律的好循環の形成に寄与することが期待されている。

774

775 これら地域金融機関、地方公共団体、地域事業者を主たるアクターとしなが
776 らも、「地方創生 SDGs 金融」の更なる充実と発展を図るためには、以下のステ
777 ークホルダーも積極的に関与することが望ましい。

778

779 **【大手銀行・機関投資家】**

780 大手銀行・機関投資家は、地方創生 SDGs が活発な地域の取組に対してス
781 チュワードシップ・コードに基いたエンゲージメント(目的を持った対話)を行い
782 自らが投資を行うことで、地方創生 SDGs に資する事業を加速させることが期待
783 されている。また、大手銀行においては、地域金融機関に対する知見やノウハ
784 ウの提供を通じて、地域金融機関のキャパシティビルディングや行動変容に貢
785 献するとともに、ネットワークを活かして、域外事業者と地域をつなぐ役割も期待
786 されている。また、資本市場において ESG 投資を担う機関投資家が地方創生
787 SDGs に資する事業に関心を持つことで、地方創生 SDGs 金融が ESG 投資へ
788 接続されていくことも期待されている。

789

790 **【地域住民】**

791 地域住民は、地産地消やエシカル消費等の消費活動や、ふるさと納税やク
792 ラウドファンディング、公益信託等の様々なファイナンス活動といった直接的な
793 働きかけとともに、有権者として地方創生 SDGs に意欲的な首長や議員への投
794 票行動を通じて、SDGs 達成を後押しする役割を担うことが期待されている。

795

796 **【政府】**

797 政府は、地域金融機関、地方公共団体、地域事業者、大手銀行・機関投資
798 家、地域住民等のステークホルダーによる、地方創生 SDGs 及び地方創生
799 SDGs 金融の推進に向けた連携や取組をサポートするような制度整備を行うこと
800 が求められている。加えて、各地域での優れた取組を全国に横展開することで
801 地方創生 SDGs を実現する機運を醸成し、全国各地で SDGs を地域共通のゴ
802 ールとした自律的好循環が形成される政策を行うことが期待されている。

803 5-2 地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環の形成

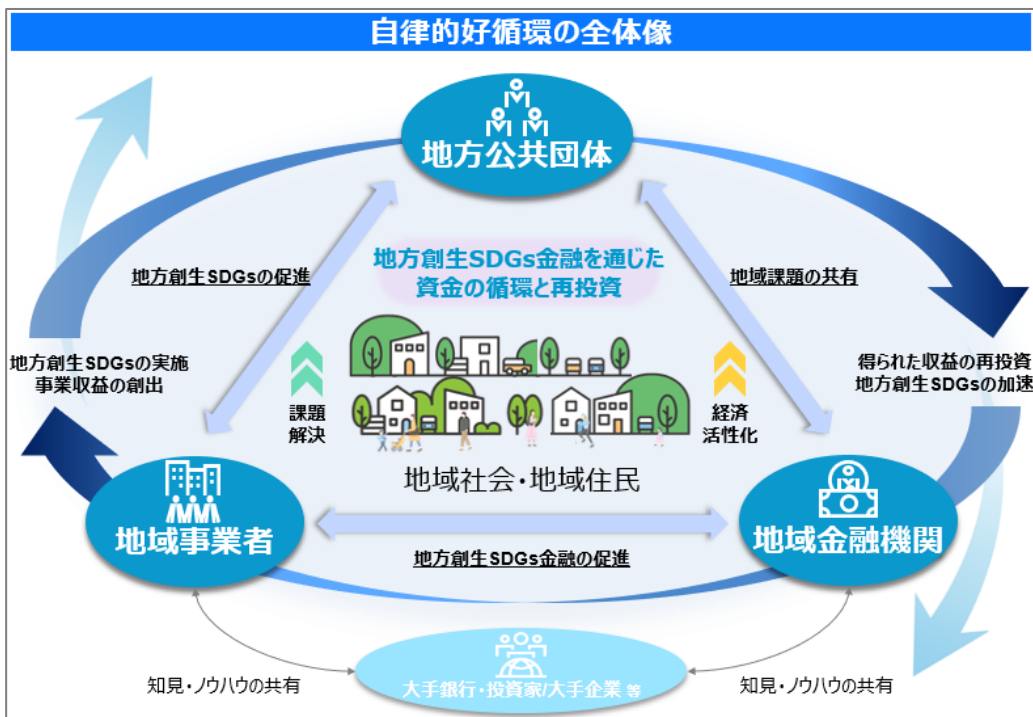
804 1. 自律的好循環の形成

805 地域金融機関、地方公共団体が緊密に連携し、地域事業者を効果的に支
806 援することが期待されている。三者が中心となって地方創生 SDGs 金融を推進
807 することにより、地域課題の解決と、地域における新たな価値が創出される。

808 地域事業者が生み出した収益について、地域事業者自身はその収益をもと
809 に再投資を通じて更なる事業展開を志向するとともに、従業員には所得として
810 分配され、日々の消費活動を通じて地域内に還元される。この際、サプライチェ
811 ーンが地域外に出てしまうことで、地域内での循環が阻害されないよう注意が
812 必要である。地方公共団体に対しては税収として分配され、更なる行政サービ
813 スや地域価値向上に活用される原資となる。地域金融機関にとっては、金融・
814 非金融業務の対価はもとより、自らの活動基盤である地域経済が活性化すること
815 で、自身の経営にも寄与することとなる。また、収益面以外でも、域内での雇
816 用促進や、地域の経済・社会・環境に係る諸課題の解決が図られることとなる。

817 このように、地方公共団体、地域金融機関、地域事業者を中心とした「地方
818 創生 SDGs 金融」を通じて、地域課題の解決や便益の創出を企図し、資金の循
819 環や再投資を行う「自律的好循環」を形成することが重要である。

820



821

822 自律的好循環をより強靱に、また拡大させるため、中長期的には、大手銀行
823 や機関投資家の参画促進、また複数の地域金融機関の連携によるステークホ
824 ルダーの拡大も期待されている。

825

826 **大手銀行や機関投資家の地域への参画促進**

827 昨今では、地方部における風力発電をはじめとした再生可能エネルギー事
828 業や地域固有の自然資源・歴史資源を活用した観光事業等、持続可能なまち
829 づくりの推進において、大手銀行や機関投資家が参画する動きが広がりつつあ
830 る。地方創生 SDGs を加速させるため、首都圏の大手銀行やベンチャーキャピ
831 タルの地方創生 SDGs への参画を促進し、大手銀行やベンチャーキャピタルの
832 知見やノウハウを地域で活用するとともに、投融資を促すことが重要である。そ
833 の際には、大手銀行のみならず、地域金融機関や地方公共団体が主体的に
834 参画し、当該取組を通じて地域に価値還元されるように推進することが重要で
835 ある。

836

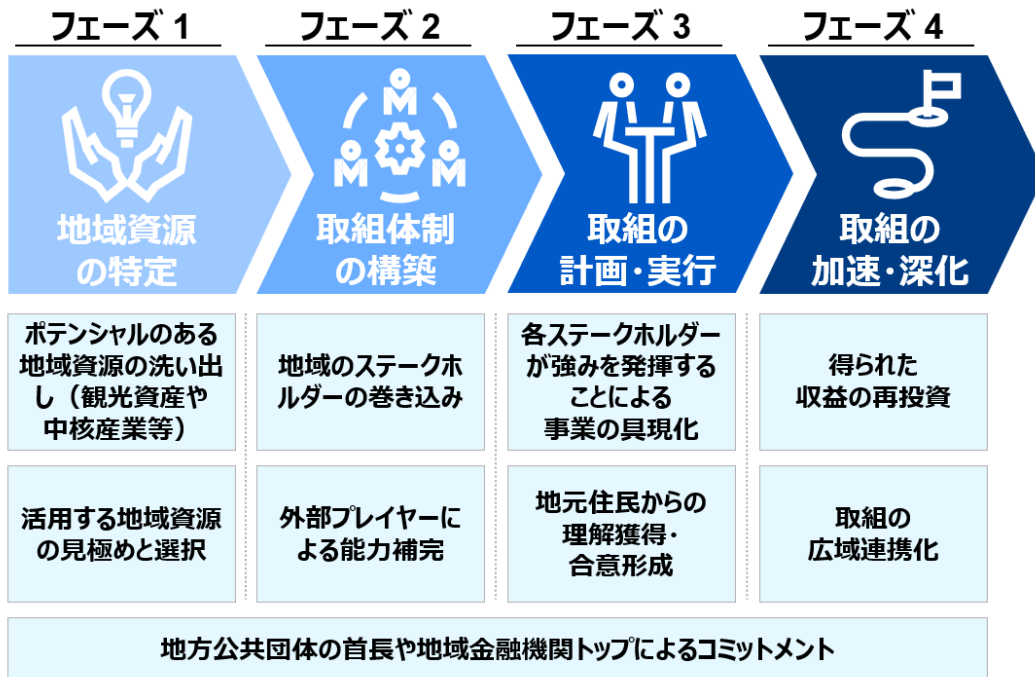
837 **地域金融機関間の連携によるステークホルダーの拡大**

838 複数の都道府県や市区町村にまたがって事業を展開している地域金融機関
839 をハブとした広域連携の拡大に加えて、複数の地域金融機関が連携すること
840 によるステークホルダーの更なる拡大も期待されている。

841 2. 自律的好循環の形成に向けた具体的な取組プロセス

842 地方公共団体や地域金融機関が「自律的好循環」の形成に向けて取組を進
 843 める際には、以下のプロセスで推進していくことが望ましい。

844



845

846

847 **フェーズ1 地域資源の特定**

848 「自律的好循環」の形成に向けた第一歩としては、地域資源の特定が鍵とな
 849 る。自然資源や歴史資産といった観光資源、特定産業の集積、再生可能エネ
 850 ルギーに活用できる資源、高等教育機関の知的資源など、地域によって有する
 851 資源は異なる。そのため、ポテンシャルのある地域資源を洗い出すとともに、見
 852 極めと選択を通じて、その資源を磨き上げていくことが重要である。

853 また、特に取組をゼロから始める際には、地方公共団体の首長や地域金融
 854 機関のトップによるコミットメントが原動力となる。トップがリーダーシップを発揮
 855 することで、組織一丸となって取り組むようになることに加え、意思決定のスピー
 856 ドも迅速になる。トップによるコミットメントはフェーズ1だけでなく、フェーズ1から
 857 4に渡り、一貫してポイントとなってくる。

858

859

860 フェーズ2 取組体制の構築

861 フェーズ2としては、取組を十分に推進できるだけの能力を有した「取組体制
862 の構築」がポイントとなる。重要なのは地域のステークホルダーの巻き込みであ
863 る。地域の実情を理解したステークホルダーが関与することで、地域に即した計
864 画を立てることが可能となるとともに、フェーズ3以降の実行段階においてもスム
865 ーズな推進が期待される。特に、この段階から地域金融機関が参画すること
866 で、取組の事業性の検討が入念に行えるとともに、金融機関からの円滑な資金
867 供給につながりやすくなる。また、地域事業者も巻き込むことで、民間の知見や
868 ノウハウを活用した自由な発想も期待できる。

869 加えて、地域外のプレイヤーを巻き込んだ能力補完も重要である。魅力的な
870 地域資源があったとしても、それを十分に活かすだけの知見やノウハウが地域
871 内のプレイヤーだけでは具備できないケースもあり、そういった状況において、
872 外部プレイヤーを巻き込むことで能力を補完することは有効である。

873

874 フェーズ3 取組の計画・実行

875 計画段階においては、ビジョンを設定するとともにそのビジョンをステークホル
876 ダー間で共有し、具体的な事業に落とし込むことが重要である。また、具体的な
877 事業を推進するうえでの各ステークホルダーの役割を明確化するとともに、どの
878 ように資金調達を行うのかも含めて検討することが求められる。また、計画段階
879 から、どういった指標で変化や効果を測っていくかまで想定しておけると望まし
880 い。

881 実行段階においては、地方公共団体は取組を後押しする規制緩和や補助
882 金等を実施し、地域金融機関は事業者に伴走しながら金融及び非金融の支援
883 を行うといったように、ステークホルダーがそれぞれの強みを発揮することでシ
884 ナジーを生み出すことが重要である。

885 また、地域住民の理解を得ることも取組を推進するうえでは不可欠である。住
886 民説明会やワークショップ等を通じて、なぜその取組を行う必要があるのか、ど
887 のような価値を地域にもたらすのかといったことについて、十分な情報提供と意
888 見交換を行った上で、取組を推進することが求められる。

889

890

891 フェーズ4 取組の加速・深化

892 「自律的好循環」を強靱にし、かつ拡大していくためには、ある取組をやるだ
893 けやって終わりにするのではなく、ステークホルダー間の連携を深め、その取組
894 を育てていくという視点が欠かせない。地方公共団体は、地域の変化や効果を
895 定量的及び定性的にモニタリングし、政策等を通じて後押しすることが求められる
896 る。地域金融機関は地域事業者に伴走し、適切な支援を継続的に実施すると
897 ともに、地域事業者は得られた収益を更なる発展のために再投資することが求
898 められる。

899 また、取組の広域連携化もポイントである。特に、地域金融機関は、複数の
900 都道府県や市区町村にまたがった事業展開をしている場合が多いため、地域
901 金融機関をハブとして広域連携を推進することも重要である。

902

903 ※フェーズの検討にあたっては、以下5つの事例を参考にした。2015年以前か
904 ら取組を推進している事例もあるため、必ずしもSDGsの観点を考慮しているわ
905 けではないものの、地方公共団体と地域金融機関が協働して自律的好循環の
906 形成を実現している先導的な事例である。各事例の具体的なステークホルダー
907 や取組プロセス、取組による成果・効果等を確認したい場合は、別冊事例集を
908 参照いただきたい。

909

910 【自律的好循環の先導的事例】³³

- 911 • PPPによるまちづくりを通じた自律的好循環の形成(大阪府大東市及び枚
912 方信用金庫)
- 913 • 大学研究を起点とした産業集積による自律的好循環の形成(山形県鶴岡市
914 及び山形銀行)
- 915 • 歴史的資源を活用した自律的好循環の形成(愛媛県大洲市及び伊予銀行)
- 916 • 官民金連携による温泉街の再生を通じた自律的好循環の形成(山口県長
917 門市、山口銀行及び星野リゾート)
- 918 • 官金の広域連携プラットフォームによる観光活性化を通じた自律的好循環
919 の形成(兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び
920 当該地域の地域金融機関)

921

³³ 各事例の詳細については「[地方創生 SDGs 金融の推進に向けた基本的な考え方 別冊事例集](#)」を参照

922 **3. 自律的好循環の形成を後押しするために内閣府が行っている施策**

923 「自律的好循環」の形成に向けては、SDGs の各ゴールやターゲット等の観点
924 から点検を行うことで、より広範な社会課題に対応することが可能となる。そのた
925 め、「地方創生 SDGs 金融」に加えて、内閣府が地方創生 SDGs の普及促進に
926 向けて行っている「SDGs 未来都市」や「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォ
927 ーム」等の施策も活用し、それぞれの施策の相乗効果を図りながら取組を推進
928 していくことが望ましい。

929

930

931 **SDGs 未来都市³⁴**

932 地方創生 SDGs の推進に向け、2018 年度より地方公共団体の SDGs に資す
933 る取組水準の底上げを目指すため「SDGs 未来都市」施策を実施している。
934 SDGs 達成に向けた優れた取組を推進する地方公共団体を「SDGs 未来都市」
935 として選定し、中でも特に優れた先導的な取組を「自治体 SDGs モデル事業」と
936 して選定支援し、成功事例の普及を促進している。2023 年 12 月末時点におい
937 て、既に 182 都市を SDGs 未来都市として選定している。

938 本取組の成果もあり、SDGs に取り組む地方公共団体の割合は、2023 年 12
939 月末時点で 65.5%³⁵にまで達している。

940

941 **地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム³⁶**

942 地方創生 SDGs の推進に向けて 2018 年 8 月、広範なステークホルダーとの
943 パートナーシップを深める官民連携の場として、「地方創生 SDGs 官民連携プ
944 ラットフォーム」を設置した。

945 2023 年 12 月末時点で、7,467 の団体が会員である。(内訳：地方公共団体
946 が 1,158 団体、府省庁が 17 機関、民間団体等が 6,292 団体)これら団体による
947 SDGs 達成に向けた地方創生に資する官民連携プロジェクトの創出のため、マ
948 ッチング支援や普及促進活動等を実施している。

949

950

³⁴ [SDGs 未来都市・自治体 SDGs モデル事業・広域連携 SDGs モデル事業・自治体 SDGs 施策支援事業](#)

³⁵ [内閣府実施「SDGs に関する全国アンケート調査」](#)

³⁶ [地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム](#)

951 5-3 取組のモニタリング及び評価方法³⁷

952 SDGs 達成に向けた取組を推進するにあたっては、その進捗を客観的に確
953 認しながら、行動を加速させていく姿勢が求められる。そのため、地方公共団体
954 においては、地域の変化を定量的及び定性的にモニタリングし、EBPM(エビデ
955 ンス・ベースト・ポリシー・メイキング)の考え方も取り入れながら、臨機応変に対
956 応していくことが重要であり、従来から行政の実務領域で用いられているロジッ
957 クモデルの活用も望ましい。また、地方公共団体や地域金融機関等がより高度
958 な活動や先進的な活動を目指す場合には、社会的インパクト評価を活用するこ
959 とが有効である。

960

961 1.ロジックモデルの活用

962 ロジックモデルとは、その事業を通じて、最終的に目指す姿や変化・効果の実
963 現に向けた道筋を体系的に図示化し、どのようなプロセスで目的を達成しようと
964 しているのかを整理したものである。具体的には、どのような資源(インプット)を
965 投入し、どのようなプロセスを経てモノやサービス(アウトプット)を生み出すの
966 か、そして短期的及び中長期的にどのような変化・効果(アウトカム)を目指すの
967 かという一連の因果関係を、仮説的にフローチャート等で視覚的に描くことを指
968 す。

969 事前に仮説的に全体像を想定しておくことで、その事業の実施によってどの
970 程度の変化・効果があったのかを検証しやすくなるとともに、政策の改善や新た
971 な政策立案に活かすことが可能になり、取組をモニタリングするうえで入門的な
972 位置づけとしての活用が期待される。

973

974 2.社会的インパクト評価の活用

975 社会的インパクト評価とは、その事業を通じてどのようなアウトカムが生じたか
976 を定量的及び定性的に把握し、当該事業について価値判断を加えることであ
977 る。ロジックモデルにより事業の全体像が可視化されるが、とりわけ事業の実施
978 によるアウトカムをいかに把握していくかについて、社会的インパクト評価の活
979 用が求められる。

980 社会的インパクト評価を活用することで、事業による直接的な成果に加え、波

³⁷ EBPM、ロジックモデル及び社会的インパクト評価について、より詳細に知りたい場合は巻末の参考資料を参照

981 及的な影響を評価することにより、内外への説明責任を果たすことができるとと
982 もに、当該事業の規模修正やプライオリティの改善などの決定をするための材
983 料として活かすことができる。

984 なお、社会的インパクト評価においては、適切な評価指標の設定、関連デー
985 タの収集が鍵となるため、既存統計の活用も検討し、実現可能性を考慮して取
986 り組むことが重要である。

987 5-4 事業者/金融機関/地方公共団体の構成に関する考察

988 「地方創生 SDGs 金融」を推進するうえで、地方創生 SDGs に取り組む地域
989 事業者を後押しすることが重要であるが、個々の事業者の事業活動をすべて
990 詳らかに把握することは容易ではないことに加えて、それぞれのステークホルダー
991 は基本的に異なる活動形態で事業を行っている。そのため、「地方創生
992 SDGs 金融」の推進に向けた一つの手段として、地域事業者の活動を「見える
993 化」する仕組みの構築が鍵となる。

994

995 1.日本の事業者・金融機関・地方公共団体の構成

996 日本全国の企業総数は約 368 万企業あるが、そのうち 99%超が中小の事業
997 者であり、地域経済においてはそれらが中心的存在になっている。対して、大
998 手銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協の
999 総数は約 1,000 機関であり、地方公共団体の総数は 1,788 団体となっている。

1000

1001 2.地方創生 SDGs に資する取組を行う地域事業者の「見える化」の重要性

1002 持続可能な社会の実現に向けて、SDGs に資する活動を行う事業者を支援す
1003 ることは重要であるが、数千しかない金融機関や地方公共団体が数百万にも及
1004 ぶ事業者の活動を的確に把握することは容易ではない。加えて、事業者、金融
1005 機関、地方公共団体はそれぞれ活動形態が異なるため、それらをつなぐハブ
1006 の構築、すなわち地方創生 SDGs に取り組む事業者を「見える化」する枠組み
1007 や制度が必要となる。

1008 一つの具体的な事例として、気候変動の領域に特化した京都府による「京都
1009 ゼロカーボン・フレームワーク」³⁸が挙げられる。これは、京都府が GHG 削減目
1010 標を設定し、それに則って府内の事業者が排出量削減計画を提出し、その達
1011 成度を京都府が評価検証し、このスキームを金融機関が利活用するというもの
1012 である。金融機関はサステナビリティ・リンク・ローン等の融資を実行する際、事
1013 業者の削減目標を確認することとなるが、京都府の作成したスキームに則って、
1014 京都府、事業者及び金融機関が共通 KPI として利用することができるため、より
1015 効率的に目標の確認が可能となる。このように京都府が地域事業者の取組を

³⁸ 京都府は 2023 年 1 月に「[京都ゼロカーボン・フレームワーク](#)」を構築。京都府の掲げた排出量削減計画と府内事業者の脱炭素に向けた取組をリンクさせて、脱炭素に取り組む事業者の見える化を行っている

1016 「見える化」し、それを活用して金融機関が事業者を支援するという仕組みが形
1017 成されている。

1018 気候変動にとどまらず、地域が抱える社会課題は多岐に渡る。そのため、
1019 様々な社会課題の解決に資する取組を行う地域事業者の「見える化」を目的と
1020 して、内閣府が普及促進を行っている「地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度」
1021 の活用を提案したい。

1022

1023

1024 5-5 地方創生 SDGs に資する取組を行う地域事業者の見える化

1025 1.地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度

1026 「地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度」は、地方公共団体が地方創生
1027 SDGs に資する取組を行っている地域事業者の「見える化」を目的としている。
1028 本制度の構築及び運用を支援するために、内閣府は「地方創生 SDGs 宣言・
1029 登録・認証制度ガイドライン」³⁹を公表しており、2023 年1月末時点では 88 の地
1030 方公共団体が本制度を構築 ⁴⁰している。

1031 有望な地域事業者を掘り起こすためのデータベースとして本制度が機能する
1032 ことで、「見える化」された地域事業者に対する地域金融機関の積極的な支援
1033 を誘引することが可能となる。また、地域事業者の取組が可視化されることによ
1034 って、地域事業者自身の SDGs に対する取組意欲を高めるとともに、活動の裾
1035 野拡大及び取組水準の引き上げを図ることも可能となる。

1036

1037 2.各制度の特徴 ⁴¹

1038

1039 • **宣言制度**: 地域事業者が地方創生 SDGs の取組を宣言する制度。地方公
1040 共団体は宣言した地域事業者を任意で公表する。(以下事例)

1041 - 静岡県富士市: 富士市 SDGs 未来都市行動宣言

1042 - 岡山県真庭市: 真庭 SDGs パートナー制度

1043

³⁹ 「地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度ガイドライン」については、巻末の参考資料を参照

⁴⁰ [地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度 構築自治体一覧](#)

⁴¹ 制度導入団体事例の詳細については [「地方創生 SDGs 金融の推進に向けた基本的な考え方 別冊事例集」](#)を参照

- 1044 • **登録制度**: 地域事業者が制度要件を満たすことを確認・届出し、地方公共
1045 団体が登録する制度。地方公共団体は登録した地域事業者を公表する。
1046 (以下事例)
- 1047 - 長野県: 長野県 SDGs 推進企業登録制度
 - 1048 - 福岡県北九州市: 北九州 SDGs 登録制度
- 1049
- 1050 • **認証制度**: 地域事業者が制度要件を満たすことを確認・申請し、地方公共
1051 団体が認証する制度。地方公共団体は認証した地域事業者を公表する。
1052 (以下事例)
- 1053 - 鳥取県: とっとり SDGs 企業認証制度
- 1054
- 1055

1056 地方公共団体は本制度構築に向けた設計段階から、地域金融機関や地域
1057 事業者等のステークホルダーと協働することが望ましい。そうすることにより、ス
1058 テークホルダーの知見やノウハウを制度設計に活かすことができるとともに、
1059 SDGs 関連融資等、地域金融機関の金融支援等を制度のインセンティブとして
1060 実装しやすくなり、地域事業者の実業に生きる制度の構築や運用が可能とな
1061 る。また、制度の活用促進に向けては、地方公共団体による低利の制度融資や
1062 公共入札における加点等も有用である。

1063 なお、臨海地域、工業地帯及び面積の多くを森林が占める地域など、地域
1064 によって環境が異なるため、当然ながら直面する社会課題も地域ごとに千差万
1065 別である。総花的な制度にならないように、地域特性から地域特有の社会課題
1066 を導き出し、それを制度に組み込むことも効果的である。

1067
1068

1069 5-6 地方創生 SDGs 金融の好事例横展開及び連携促進

1070 1. 地方創生 SDGs 金融表彰

1071 「地方創生 SDGs 金融」を通じた「自律的好循環の形成」のベストプラクティス
1072 を広く横展開し、「地方創生 SDGs 金融」に取り組む団体の参考に資することを
1073 目的に、「地方創生 SDGs 金融表彰」を2021年11月に創設。表彰された地域
1074 金融機関は広報等に活用することができるとともに、地方公共団体は、地域住

1075 民への広報活動への活用や、近隣地方公共団体との広域連携の足がかりに活
1076 用することができる。

1077

1078 2. 地方創生 SDGs 金融表彰受賞事例⁴²

1079 2024年3月時点において、合計3回地方創生 SDGs 金融表彰を実施してお
1080 り、受賞団体は次の通りである。地方公共団体や地域金融機関においては、各
1081 受賞団体の取組も参考いただき、自律的好循環の形成に向けた地方創生
1082 SDGs 金融をより一層推進されることを期待したい。

1083

1084 【第1回「地方創生 SDGs 金融表彰」受賞取組】⁴³

1085 • 横浜市 SDGs 認証制度“Y-SDGs”及び Y-SDGs 金融タスクフォースの運
1086 用を通じた自律的好循環の形成(神奈川県横浜市/ヨコハマ SDGs デザイ
1087 ンセンター)

1088

1089 • 地元企業と学生を行政と金融機関が繋ぐ「Uターン・地元就職応援プロジェ
1090 クト」(静岡県御前崎市/島田掛川信用金庫)

1091

1092 • 「知る」から「パートナーシップ」まで:リトルで利取る鳥取県版 SDGs パッケ
1093 ージ支援(鳥取県/株式会社山陰合同銀行)

1094

1095 • SDGs・脱炭素で地域事業者のサステイナブル経営を後押しする SDGs 未
1096 来都市の挑戦(鳥取県日南町/株式会社山陰合同銀行)

1097

1098 • 事業者に「気づき」を与え、共に持続可能な地域社会を目指す融資商品
1099 「SDGs/ESG サポートローン」(長野県/上田信用金庫)

1100

⁴² 第1回及び第2回受賞事例の詳細については「[地方創生 SDGs 金融の推進に向けた基本的な考え方 別冊事例集](#)」を参照

⁴³ [第1回「地方創生 SDGs 金融表彰」受賞団体](#)

1101 **【第2回「地方創生 SDGs 金融表彰」受賞取組】⁴⁴**

1102 • 市と金融機関の協定に基づく、「稼げるまち」に向けた自律的好循環の形成
1103 (福岡県北九州市／北九州 SDGs クラブ「SDGs 経営サポート」)

1104

1105 • 環境ビジネスをテーマとするアワード型事業成長支援プログラム: 静岡県
1106 SDGs ビジネスアワード(静岡県／静岡県 SDGs×ESG 金融連絡協議会)

1107

1108 • 「ちば SDGs 推進ネットワーク」を生かした官民連携による地方創生の取組
1109 み(千葉県／株式会社千葉銀行)

1110

1111 • 創業支援と社会・地域課題解決型企業の経営支援による地方創生 SDGs
1112 金融の取組み(石川県七尾市／のと共栄信用金庫)

1113

1114 • 干潟を起点に環境と産業の調和を目指す～“シンボル”ドリブン型好循環の
1115 形成(佐賀県鹿島市／株式会社佐賀銀行)

1116

1117 **【第3回「地方創生 SDGs 金融表彰」受賞取組】⁴⁵**

1118 • 持続可能な輝く未来を切り拓く「富士市 SDGs 共想・共創プラットフォーム」
1119 (静岡県富士市／富士市 SDGs 応援団)

1120

1121 • 官民一体で取り組む「豊田市 SDGs 認証制度」による地域事業者の SX 支
1122 援(愛知県豊田市／豊田信金金庫等)

1123

1124 • 地域課題を解決する官民連携のまちづくりを通じた地方創生 SDGs 金融の
1125 実践(秋田県由利本荘市／株式会社北都銀行)

1126

1127 • J-クレジット購入選択権付私募債による地域事業者の脱炭素支援と森林へ
1128 の資金還流の創出(茨城県石岡市／株式会社常陽銀行)

⁴⁴ [第2回「地方創生 SDGs 金融表彰」受賞団体](#)

⁴⁵ [第3回「地方創生 SDGs 金融表彰」受賞団体](#)

おわりに

1129

1130 これまでみてきたように、少子高齢化や人口減少といった構造変化が加速度
1131 的に進んでいる現状を踏まえ、「地方創生 SDGs 金融」を推進していくことは、
1132 「自律的好循環」の形成を目指す上で重要である。意識変革ができていない、
1133 あるいは意識変革はできているが行動変容には至っていないなど、地域によっ
1134 て状況が異なることが考えられるため、各地域においては、地域の状況を見極
1135 めて適切なフェーズからはじめることが重要である。

1136 政府としては、「地方創生 SDGs 金融」の推進に向けて、地方創生 SDGs に
1137 資する取組に対する利子補給や助成事業・補助事業の実施、好事例の横展開
1138 やステークホルダーの連携促進等、地域の各ステークホルダーによる地方創生
1139 SDGs を後押しするような政策を積極的に実施していくべきである。

1140 また、本報告書において示した「地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度」を、
1141 より実現性及び有効性の高い制度にしていくため、継続的な検討を行っていく
1142 必要がある。

1143

参考資料

1144 本報告書の第5章 5-3 で説明した、取組のモニタリング及び評価方法の詳細な情報
1145 は、以下の資料を参照いただきたい。

1146

「EBPM」の詳細

1148

EBPM ガイドブック

1150 内閣官房行政改革推進本部事務局にて作成された、EBPM の基本的な考え方や、機
1151 動的で柔軟な見直しを可能とする政策形成・評価(アジャイル型政策形成・評価)の実践
1152 を普及・浸透させるための基本解説書。

- 1153 ● 発行者:内閣官房行政改革推進本部事務局
- 1154 ● 主たる読者の想定:地方公共団体、政府機関
- 1155 ● 主な利用場面:EBPM の理解、活用にあたっての参考資料。基本的な考え方から、
1156 実戦段階における要点まで説明されており、EBPM の全体像を理解するうえで有
1157 用。
- 1158 ● 主な記載内容(抜粋)
 - 1159 ○ EBPM の基本事項 - EBPM の基本概念から、その重要性について説明。
 - 1160 ○ 政策立案プロセス及び実施段階での EBPM 実践のポイントも説明されてい
1161 る。

1162 URL:https://www.gyokaku.go.jp/ebpm/img/guidebook1.2_230403.pdf

1163

1164

「ロジックモデル」の詳細

1166

社会的インパクト評価実践研修 ロジック・モデル作成の手引き

1168 内閣府の「社会的インパクト評価の普及促進に係る調査」事業の一環で作成された資
1169 料。そもそもインパクト評価が何か、という点から、ロジックモデルの作成、更にはインパクト
1170 指標の検討についてもカバーした研修資料。

- 1171 ● 発行者:内閣府(PwC あらた有限責任監査法人作成)
- 1172 ● 主たる読者の想定:社会的企業(営利・非営利を問わない)、評価支援者
- 1173 ● 主な利用場面:ロジックモデルの作成にあたっての参考資料。研修資料となってい
1174 るため、ステップごとに詳細な説明の記載があり、初めて取り組む際に有用と考えら
1175 れる。
- 1176 ● 主な記載内容(抜粋)

- 1177 ○ ロジックモデル作成のステップ - 本資料では「事業の目的と受益者の特
1178 定」、「成果の設定」、「直接の結果、活動、資源の設定」、「最終確認」の4ス
1179 テップで説明。
- 1180 ○ 具体的なロジックモデルの事例についても掲載されている。

1181 URL:<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h28-social-impact-sokushin-chousa-02.pdf>

1182

1183

1184 ロジックモデル作成ガイド

1185 日本財団が発表しているロジックモデルの作成ガイド。基本的な考え方から事例までを
1186 簡潔にまとめている。

- 1187 ● 発行者: 日本財団
- 1188 ● 主たる読者の想定: インパクトを生み出すことを目指す事業や組織全般
- 1189 ● 主な利用場面: シンプルにまとめられており、まず概要を理解したい場合に有用。
- 1190 ● 主な記載内容(抜粋)
 - 1191 ○ ロジックモデルの作り方 - 本資料では「最終アウトカムの検討」、「中間・初期
1192 アウトカムの検討」、「具体的な事業内容の検討」の3ステップで説明。
 - 1193 ○ 具体的なロジックモデルの事例についても掲載されている。

1194 URL:https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/gra_pro_soc_gui_03.pdf

1195

1196

1197 ロジックモデル解説

1198 ロジックモデルの作成方法については日本財団の「ロジックモデル作成ガイド」を基に
1199 しているが、それに加え分野別の事例を掲載しており、具体事例を複数参照したい場合に
1200 有用。

- 1201 ● 発行者: SIMI(社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ)
- 1202 ● 主たる読者の想定: 事業者
- 1203 ● 主な利用場面: 他のソースでは限定的だった実際の事例について、分野別に詳細
1204 に紹介されており、自身の事業や取組を考えるうえで参照可能。
- 1205 ● 主な記載内容(抜粋)
 - 1206 ○ 各分野の詳細事例を掲載している。 - 教育、就労支援、地域まちづくり、環
1207 境教育、文化芸術、福祉(介護予防)、子育て支援、防災、ホームレス支援、
1208 スポーツ、ヘルスケア、ソーシャルキャピタル

1209 URL:https://simi.or.jp/tool/logic_model

1210

1211

1212

1213
1214
1215
1216
1217
1218
1219
1220
1221
1222
1223
1224
1225
1226
1227
1228
1229
1230
1231
1232
1233
1234
1235
1236
1237
1238
1239
1240
1241
1242
1243
1244
1245
1246
1247

「インパクト評価」の詳細

社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル

2017年にGSG国内諮問委員会(日本におけるインパクト投資やエコシステムの拡大を推進している団体)の社会的インパクト評価ワーキング・グループが発表した、事業者を主な対象として作成されたマニュアル。

- 発行者:GSG 国内諮問委員会 社会的インパクト評価ワーキング・グループ
- 主たる読者の想定:事業者
- 主な利用場面:本ガイドラインの第5章の各プロセスについて、より詳細に記載したものであり、一度インパクト評価を実施し、更に深化させたい場合に参照することを想定。
- 主な記載内容(抜粋)
 - 評価の実践ステップ - 7ステップに分け、ロジックモデルの作成からインパクト評価指標の取集・分析、更には事業改善のステップまでを解説。
 - ロジックモデルの作成方法 - 事例と共にロジックモデルの作成方法を詳述。
 - 指標・測定方法の設定 - 指標設定における考え方や具体例を詳述。

URL:https://simi.or.jp/wp-content/uploads/2020/06/NAB_manual_ver2.pdf

社会的インパクト評価ツールキット

内閣府の事業の一環として作成されたもので、NPO等における社会的インパクト評価を担う人材の育成と、社会的課題の解決を担う組織の運営力の強化を目的としている。ただし、内容は地域事業者等にも一定共通するものであり、実際に上記「社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル」も参考としている。

- 発行者:内閣府(新日本有限責任監査法人作成)
- 主たる読者の想定:NPO(ただし、事業者等にも共通の内容)
- 主な利用場面:一度インパクト評価を実施し、更に深化させたい場合に参照することを想定。
- 主な記載内容(抜粋)
 - 「インパクトマップ」の作成方法 - インパクト指標策定のアプローチの一つとして、「インパクトマップ」を通じて関連ステークホルダーに対応した整理、検討の方法が記載されており、そのための資料フォーマットも掲載されている。

URL:<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h28-social-impact-chousa-report-03.pdf>

「インパクト評価指標」の詳細

1248

1249

1250

地方創生SDGs ローカル指標リスト

1251

1252

1253

1254

1255

1256

日本の地方公共団体が置かれている状況を加味し、SDGs に紐づいて国連統計委員会
が提案している約 230 の指標を内閣府において地方創生 SDGs の観点で指標化したリス
ト。本ガイドラインの主たる読者である地方公共団体・地方事業者にとって利用しやすい指
標となっている。各指標はあくまでも提案であり、最終的には各地方公共団体の施策目
標、達成目標の内容と照らし合わせて検討し、必要に応じ独自の指標を設定することが望
ましい。

1257

1258

1259

1260

1261

1262

- 発行者:内閣府地方創生推進事務局自治体 SDGs 推進評価・調査検討会
- 主たる読者の想定:地方公共団体(地域事業者・地域金融機関も参照可能)
- 主な利用場面:インパクト指標の検討において、日本の地方公共団体の状況を踏
まえ作成された指標例として参照。既存の統計等でデータが入手可能な項目が多
く、定量化ができる指標の検討においても有用。
- 主な記載内容(抜粋)
 - SDGs の各項目に対応する形で「ローカル指標(案)」を掲載。ただし、項目
によっては継続検討中のものもあり、あくまでも「提案」であることに留意が必
要。

1263

1264

1265

1266

URL:https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/sonota/sdgs_shihyou_risuto_2.pdf

1267

1268

1269

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目一覧

1270

1271

1272

1273

SDGs のターゲットを、「まち・ひと・しごと総合戦略」に関連付けて読み替えた評価項目。
ローカル指標と同様に、グローバルの考えである SDGs を、日本、並びに地方公共団体の
文脈に合わせて検討した内容となっている。指標ではなく「評価項目」として整理されてい
るが、それを基にインパクト指標を検討することが可能。

1274

1275

1276

1277

1278

1279

- 発行者:内閣府地方創生推進事務局 地方創生 SDGs 金融調査・研究会
- 主たる読者の想定:地方公共団体(地域事業者・地域金融機関も参照可能)
- 主な利用場面:インパクト指標の検討において、地方公共団体の状況を踏まえ作
成された指標例として参照。指標として参照すべきデータ等は「ローカル指標」に詳
しいため、併せて参照すると有効。
- 主な記載内容(抜粋)
 - ローカル指標同様、SDGs の各項目に対応する形で取組達成度評価項目を
掲載。

1280

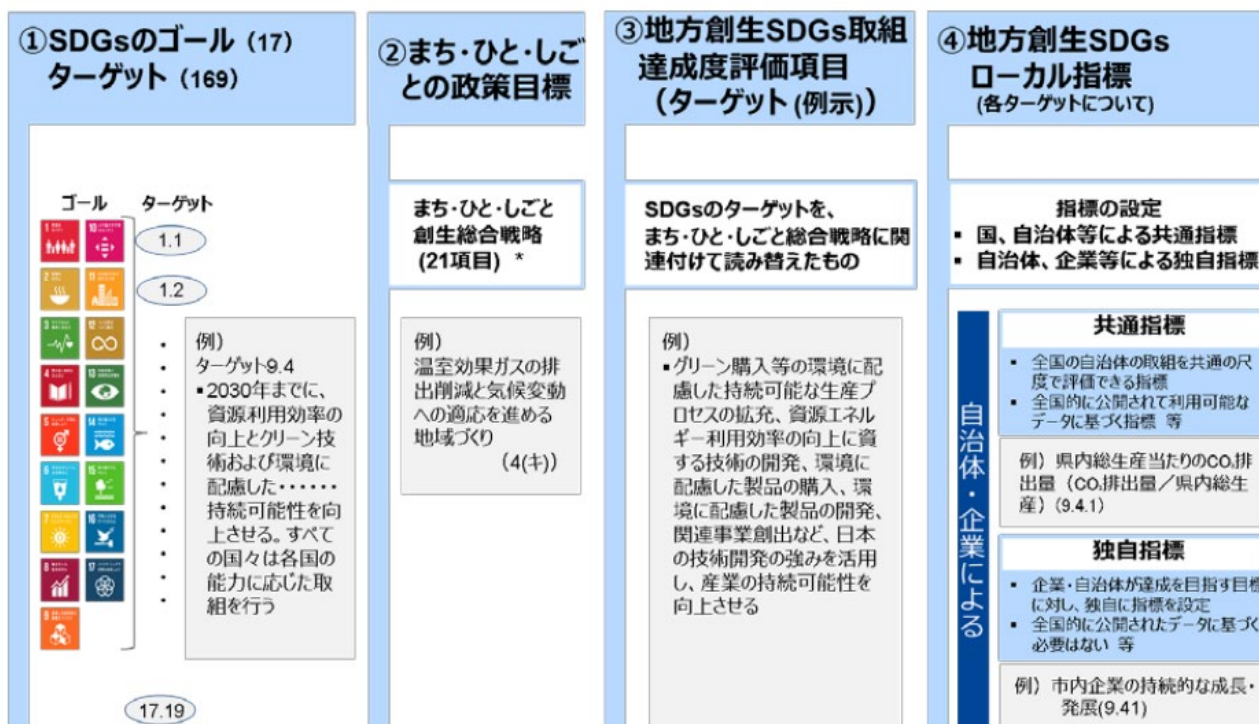
1281

1282

URL:https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_finance_evaluation_item.pdf

1283 【参考 - SDGs のゴール・ターゲットと、内閣府の関連指標の関係性】

1284 (内閣府「地方創生 SDGs 取組達成度評価項目一覧」より引用)



1285

1286

1287

1288

アウトカム指標データベース

1289

1290

1291

1292

1293

1294

1295

1296

1297

1298

1299

1300

1301

1302

1303

1304

1305

全国で取組まれているインパクト評価で用いられている指標を集約、一覧化したサイト。分野、もしくはステークホルダーでの絞り込みが可能で、キーワード検索も可能となっており、自身の取組に関連した指標の事例を検索する際に有用。

- 発行者:SIMI(社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ)
- 主たる読者の想定:事業者
- 主な利用場面:インパクト指標の検討において、既存の取組における指標例として参照。検索性も高く、自身の事業や取組が定まっている場合は活用しやすいと想定。
- 主な記載内容(抜粋)
 - 次の分野での絞り込みが可能。 - スポーツ、ソーシャルキャピタル、ヘルスケア、ホームレス支援、地域町づくり、子育て支援、就労支援、教育、文化芸術、環境教育、福祉(介護予防)、防災
 - 次のステークホルダーでの絞り込みが可能。 - イベントボランティア、子ども、スポンサー、プログラム参加者、ホームレス(元ホームレスを含む)、参加者周辺、地域・地域住民、家族、寄附先、行政、親、高齢者

URL:https://simi.or.jp/tool/outcome_indicators_db

1306 本報告書の第5章 5-5 で説明した、地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度の構築を検
1307 討する場合は、以下の資料を参照いただきたい。

1308

1309 「地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度」の構築方法等

1310

1311 地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度ガイドライン(暫定版) 2023 年度【第二版】

1312 本調査・研究会にて作成した、地方公共団体が地方創生 SDGs に取り組む地域事業者
1313 を「見える化」する制度の構築や運用に資する指針を示すためのガイドライン。

- 1314 ● 発行者:内閣府地方創生推進事務局地方創生 SDGs 金融調査・研究会
- 1315 ● 主たる読者の想定:地方公共団体(地域事業者・地域金融機関も参照可能)
- 1316 ● 主な利用場面:地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度の構築を検討する地方公共
1317 団体が、それぞれの制度の要件や運用方法について比較検討を行いたい場合に
1318 有用。
- 1319 ● 主な記載内容(抜粋)
 - 1320 ○ 地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度、それぞれの運用方法や要件の違い
1321 を掲載。
 - 1322 ○ 現在、日本全国において、どれくらいの地方公共団体が当該制度を構築し
1323 ているかについても掲載。

1324 URL:https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/pdf/sdgs_kinyu/guidline2023.pdf

1325

1326

1327 地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度ガイドライン(暫定版) 2023 年度【別冊】

1328 地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度に関して、地方公共団体の制度構築・運用事例
1329 をまとめた別冊事例集。

- 1330 ● 発行者:内閣府地方創生推進事務局地方創生 SDGs 金融調査・研究会
- 1331 ● 主たる読者の想定:地方公共団体(地域事業者・地域金融機関も参照可能)
- 1332 ● 主な利用場面:地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度の構築を検討する場合に、
1333 具体的な事例を参照したい場合に有用。
- 1334 ● 主な記載内容(抜粋)
 - 1335 ○ 地方創生 SDGs 宣言・登録・認証制度を構築している地方公共団体の事例
1336 を掲載。

1337 URL:https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/pdf/sdgs_kinyu/guidline2023/annex.pdf

1338

地方創生 SDGs 金融調査・研究会 委員

1339

1340

1341 ※2024年3月時点、敬称略

1342 ◎: 座長 ○: 座長代理

1343

1344 (委員一覧)

1345

1346 村上 周三(◎) 一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター 理事長

1347 一般社団法人環境不動産普及促進機構 理事長

1348

1349 竹ヶ原啓介(○) 株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所所長

1350

1351 大久保 光 大東京信用組合 総合企画部 部長

1352

1353 柏井 宏之 福岡県北九州市 企画調整局長

1354

1355 金井 司 三井住友信託銀行株式会社経営企画部フェロー役員

1356

1357 蟹江 憲史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授

1358

1359 橋本 正裕 茨城県境町 町長

1360

1361 師岡 直明 多摩信用金庫 価値創造事業部 部長

1362

1363 山内 徳一 福岡銀行 地域共創部長

1364

1365 吉田 稔 京葉銀行 執行役員法人営業部長

1366

1367 (オブザーバー)

1368 内閣官房

1369 金融庁

1370 環境省